

第429回南国市議会定例会会議録

第2日 令和5年3月7日 火曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
16番 岡崎 純男	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

15番 村田 敦子

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	子育て支援課長 長野 洋高
長寿支援課長 中村 俊一	保健福祉センター 所長 藤宗 歩
環境課長 高橋 元和	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 山崎 伸二
建設課長 濱田 秀志	地籍調査課長 吉本 晶先
都市整備課長 若枝 実	住宅課長 松岡 千左
上下水道局長 橋詰 徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 秋田 節夫

福祉事務所長	池本滋郎	教育長	竹内信人
学校教育課長	溝渕浩芳	生涯学習課長	前田康喜
監査委員長	中村比早子	農業委員会 事務局長	弘田明平
消防長	小松和英		

＊

議会事務局職員出席者

事務局次長	野口裕介	書記	門脇智哉
			三谷容子

＊

議事日程

令和5年3月7日 火曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（浜田和子） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。21番今西忠良議員。

[21番 今西忠良議員発言席]

○21番（今西忠良） おはようございます。

今期3月定例会市議会一般質問で最初の登壇になります民主クラブで社民党の今西忠良でございます。

私の通告は3項目であります。以下、順次質問を行いますので、答弁方よろしく願いをいたします。

まず、1項目の安全保障戦略の転換についてであります。

第211回国会が1月23日に開会をされ、岸田首相は施政方針演説を行いました。岸田首相は、

演説の冒頭から歴史の転換点を強調し、防衛力の抜本的強化を声高らかに述べてきました。昨年
の施政方針演説では、いずれも内政問題を最優先課題としておりましたが、今回は大上段か
ら防衛政策に踏み込んできました。演説では、明治維新と敗戦に続き、我々は再び歴史の分岐
点に立っているという時代認識でもありました。そのため強力な外交の裏づけとして、防衛力
の抜本的な強化が必要だとも述べています。

昨年末閣議決定をされた国家安全保障戦略の具体化、5年間で43兆円の防衛予算の確保、ま
た2027年度以降も裏づけとなる毎年度4兆円の新たな安定財源が必要として、1兆円程度を増
税で賄うという方針も明らかにしました。日本政府は、今回の安保関連3文書の改訂は、日本
を取り巻く安全保障環境が厳しさを増してきていると、そういう中で防衛力、抑止力の強化が
必要としております。その中で敵基地攻撃能力、反撃能力の保有も明記をしているところであ
ります。

このように日米軍事一体化を推し進め、戦後日本の国是であります専守防衛も捨て去って、
新たな戦争へと突き進もうとしているのが今の日本の姿であり、岸田政権だとも言えるのでは
ないでしょうか。安保関連3文書の改訂、敵基地攻撃能力の保有、専守防衛について、平山市
長の見解と意思をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 平成25年に、外交安保政策の基本方針であります国家安全保障戦略が策
定されまして、日本が国際協調を旨とする積極的平和主義の下で、平和安全法制により安全保
障上の事態に切れ目なく対応できる枠組みが整えられておりました。

近年におけます国際情勢の厳しさが大きくなったことによりまして、安全保障関連3文書は
改訂されましたが、当初の枠組みに基づき、日本の安全保障に関する基本的な原則は維持しつ
つ、日本の安全保障政策を実践面から転換するものとなりました。しかしながら、日本国憲法、
国際法、国内法の範囲の中の対応であり、非核三原則、専守防衛の堅持、平和国家については
不変であるとしております。

反撃能力につきましては、首相はあくまで抑止力を高め、ミサイルなどによる攻撃の可能性
を一層低下させることが基本的な考え方である、しっかりとした防衛力を持てば外交努力の裏
づけとなるなどと発言をしております。反撃能力の保有につきましては、個人的には不安も感
じるころはありますが、相手国に対しまして一定の抑止力になるものとも考えられますので、
様々な状況を勘案しながら、国において決められるものであると考えておるところでございま
す。あくまで抑止につなげるためのものでありまして、平和的な対話による解決を図ることが

最も重要なことであると考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長のほうから、一定の抑止力になる、抑止力につながるという答弁でもありましたけれども、敵基地攻撃能力の保有は国際法違反の先制攻撃にもなり得ることであります。日本が敵基地攻撃能力を保有することの一番の問題は、自衛隊が米軍と一体運用されて、米軍の指揮下で運用されることとあります。岸田政権は、国民的議論はおろか、国会での議論も十分に経ず、これを決めてきました。敵基地攻撃能力の保有の先にあるのは、やはり戦争なのであります。

国民世論は、自分たちに被害が及ぶおそれを覚悟した上で賛成をしているとは到底思えません。それは、敵基地攻撃能力の本質が国民にきちんと伝わっていないのではないのでしょうか。もっと言えば、岸田政権があえて積極的に伝えようとしていない側面もあろうかと思えますし、メディアももっともっと本当の姿を伝えるべきではないかと私はつくづく感じるところです。

次に、戦争よりも平和の準備をとということで、岸田首相は掛け声とパフォーマンスが大変大きいんですけども、国民の命と暮らしを守っていくという気概が伝わってきません。年頭から欧米訪問もし、バイデン米大統領と会談、日米同盟を反中国軍事同盟へと進化をさせようということで、合意もしてきました。軍事大増税を含む、耐え難い国民の負担増、中国敵視は我が国経済にも大きな打撃となることは言うまでもありません。抑止とは裏腹に戦争を引き寄せ、南西諸島をはじめ、日本全土が戦場と化する、まるで新しい宣伝ではないのでしょうか。重大な歴史的な転換でありますけれども、国民に十分な説明もなく、国会にも十分に諮られてないままに進んでいるのが、今の現状ではないのでしょうか。

今年の日中平和友好条約45周年、岸田首相は国民の命を守るためにも、中国敵視から日中関係の発展へ、そしてアジアの平和へと共生の外交へかじを切るべきではないかと思えます。戦争への道より、日本国憲法の理念に沿った戦争をしない平和な国づくりが、今大きく求められているのではないのでしょうか。平山市長の平和への思いをお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん友好関係を保ちながら、戦争のない世界を目指すということは当然のことであると私は思っております。

日本国憲法につきましては、二度と再び戦争を繰り返さないという恒久の平和を念願して公布された平和憲法でありまして、9条には戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認が規定されておるところであります。これからもその先進的である平和憲法であります日本国憲法を守

り、人々の貴い命と平和な暮らしを理不尽に奪う行為を行わず、平和的解決を目指していくべきであると考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。

日本の安全保障、国防、防衛外交は国の政治の根幹であり、日本の進路や方向性を決める原点であることは言うまでもありません。今の日本の岸田政権は、安倍元首相も踏み込めなかった部分に入り込んでいると言っても過言ではありません。憲法前文と第9条があるからこそ、一度も戦争に巻き込まれず、加担をすることもなく、一人の貴い命も失うことがありませんでした。軍事対軍事、武力と武力では、決して国や国民の生命を守ることはできません。今何をすべきか、しっかりと考えなくてはならないときに来ているのではないのでしょうか。

今、岸田政権の進めようとしていることは、新たな戦前へ向かっているのではないかと大変危惧をするところです。再び日本を戦争のできる国、戦争をする国へと変えようとしている姿は、決して看過はできません。一地方議会の一議員が好きな議論を展開していると思うかもしれませんが、この危惧が現実とならないことを祈りながら、平和な日本の国をいつまでも守り続けられることを念じ、この項目の質問を終わります。

続いて、2項目めの新型コロナウイルス感染症対策についての質問に移ります。

新型コロナウイルス対策については、ウイルスの特性の変化やワクチン接種の進捗等の状況に応じて、これまで感染者全員の入院から転換、国民の行動制限や経済活動の制限の見直しを行うなど、状況に応じた政策が展開をされてきました。オミクロン株については、若者の重症化リスクは低く、大部分の人は感染をしても軽症で、入院を要することはありませんでしたが、一方で高齢者の重症化リスクは引き続き高い傾向にあり、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をするウイズコロナに向けた段階に移行しており、国もこの方向を急いで進めようとしております。

このような状況下における南国市の感染状況の推移について、まずお答えください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本市での感染症の推移につきましては、保健所管内ごとの感染者数の発表となったため、本市のみの数字は不明でございますが、県内全体の感染者の増減に合わせ、中央東管内の数字も推移しております。感染症の重症化率等も、コロナ感染症発生の当初からは大きく変わってきており、感染者数のみで捉えることができない部分もございますけれども、高知県の感染症対策の目安が警戒のオレンジから注意の黄色へとステージを引き下

げておりますので、おおむね落ち着いてきた状況であると考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の第7波、8波における市長からの情報発信の在り方や現状についてであります。

県知事の考え方や方向性については、ある程度の新規感染者の発生を許容しながらも、社会経済活動における制約を段階的に緩和をしていくべき局面にあるという捉え方でした。また、ある程度の新規感染者の発生を許容する際の目安については、先ほども述べましたように、注意のレベルで落ち着くことだと考えているとも述べておりました。特別警戒であっても、社会に経済活動における制約をかけることなく、人流のピークが過ぎた昨年8月16日にまた特別対策を引き上げ、B.A. 5対策の強化を宣言してきたところであります。これは、決して許容できる範囲を超えていたのではないかというふうにも考えられますけれども、こうした中での南国市の対応と情報発信はどのように行われてこられたのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 第7から8波にかけて、日々状況の変化する新型コロナ感染症に対する情報につきまして、本市ではその都度、対策本部会議を開催して、庁内での情報共有と市民への情報発信を行ってきたところです。

感染の波は、おおむね感染者の増加するステージから高止まりを経て減少に至る経過をたどりますが、そのステージごとに情報発信すべき情報も変化してまいります。本市では、高知県のステージ変更とも歩調を合わせ、必要な情報発信に努めてまいりました。先日も県のステージ引下げや、市としてのマスク着用の方針の整理を目的として、第72回対策本部会議を開催したところですが、本部会議の開催のたびに本市の基本方針と具体的対策を決定、確認をし、ホームページ、庁舎玄関やロビーへのポスター掲示などを通じて、市民に対し必要な情報を提供しております。

今後コロナ感染症を取り巻く状況は急速に変化すると予想されますので、市民の方々が不安を抱くことのないよう、適切な情報発信に努めてまいります。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長のほうからお答えをいただきました。

やはり正しい情勢分析の下に、そして判断の下に発信をすることが、それを基に市民の行動変容につながるわけですので、情報発信には心がけていただき、市民の皆さんが我が

事のように受け止めていただくような、正確で分かりやすいメッセージに、さらに努めていただきたいと思います。

次に、南国市のワクチン接種の現状と進捗状況について、年代別も含めてお示してください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 新型コロナワクチンの接種状況としましては、昨年12月に集団接種を一旦終了しており、1月以降も市内9医療機関で1週間当たり約100人がオミクロン株対応ワクチンの個別接種を受けています。

3月1日現在、5歳から11歳の小児接種につきましては、1回目が15.71%、2回目が14.19%、3回目が7.6%となっています。また、年代別の接種率としまして、4回目接種を終了している20代は20.68%、30代は25.56%、40代、33.31%、50代、51.13%、60代、69.29%、70代以上は83.41%となっています。オミクロン株対応ワクチンの接種率としましては、65歳以上の方が69.58%、12歳以上は46.11%となっています。

令和5年度の体制としましては、新型コロナワクチン接種の在り方について検討する厚生労働省の専門家による分科会が2月22日に開かれ、自己負担なく接種が受けられる現在の特例臨時接種の位置づけを令和6年3月末まで継続する方針が了承されました。接種の時期や回数につきましては、春夏接種として5月から8月にかけて65歳以上の高齢者や基礎疾患のある重症化リスクの高い人のほか、医療従事者や高齢者施設等従事者を対象に、秋冬接種として9月から12月にかけては、先ほど述べました高齢者等を含む接種可能な全ての人を対象に、接種が行われる予定です。

今後の本市のスケジュールとしましては、3月中に対象者への接種券発送準備、4月に接種券発送及び予約開始、5月より集団接種を開始する予定となっております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 所長のほうから、数字を上げて詳しく御答弁をいただきました。

お答えの中に、これから夏場から秋にかけての感染に備えて、高齢者、基礎疾患のある人、あるいは医療従事者等、多い人ではもう6回目になるかと思うわけですが、集団接種が5月からスタートするというお答えでした。そして、この5年度中のワクチン接種については自己負担は要らないとのことで、少しは安心をしました。ありがとうございます。

次に、4点目ですけれども、昨年の9月末にはコロナ感染者の全数把握の見直しが行われました。県においても県全体の感染者数の発表は行っておりますけれども、市町村別の感染者数の発表はなくなりました。ワクチン接種の効果と感染者数をどのように捉え、また評価もして

いるのでしょうか、お答えください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 南国市内の感染者数は、昨年9月26日より陽性者の発生届の対象者が65歳以上等の重症化リスクの高いものに限定され、そのほかの陽性者は県が設置した陽性者フォローアップセンターへ自ら登録する方式に変わり、感染者数の発生状況も保健所管内での数字のみに切り替わったため、詳細は分かっておりません。

中央東保健所で確認したところ、第8波の最中であった1月には、中央東保健所管内の病院、高齢者施設、障害者施設でクラスターの発生はありましたが、現在は落ち着いているそうです。

先ほどの質問でお答えしたとおり、本市の70代以上の方の接種率は、4回目が83.41%、3回目は89.87%と、ほぼ9割の方が既に接種を終えており、高齢者の方につきましては重症化予防が一定できてるのではないかと思います。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えもいただきましたけれども、当初しきりに言われておりましたワクチン接種が50%を超えて、あるいは70%になると、集団免疫力の効果も現れてくるというような話も当初あったわけですが、私は医学的にも科学的根拠も何も持ち合わせておりませんが、保健福祉センター所長はこの集団免疫等について、何か感じるものがあればお聞かせください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） すみません、私も文系のものなので、科学的な根拠ということに自信はありませんけど、ある一定の9割の方が、10人に9人も、いうたら接種を受けられてますので、なかなかかかっても重症化しにくいってというような、一定の予防効果はあったのではないかと思います。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） どうもありがとうございました。

次に、5点目ですけれども、昨年9月8日の新型インフルエンザ等対策推進会議、基本的対処方針分科会の尾身会長は、療養期間の短縮など一連の緩和には、それに伴い感染リスクも残ってくると、国民に慎重な行動を求めておりました。冬の時期にかけて季節性インフルエンザの流行も予想され、同時流行ということが非常に懸念もされて推移をしてきましたけれども、このような中で新型コロナウイルス感染症の8波と季節性のインフルエンザの同時流行については、どのように備えてきたのか、現状はどうだったのか、お尋ねします。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） インフルエンザワクチン接種につきましては、65歳以上の高齢者1人当たりにつき、市町村は自己負担分1,100円を除く3,266円を負担しています。令和4年度は、10月から定期接種を開始し、12月31日で終了のところを1月31日まで期間を延長して、接種機会の拡大を図りました。本市の65歳以上の接種者は7,889名となっており、対象者1万4,758人のうち、53.46%の方が季節性インフルエンザを接種しています。新型コロナと同じように保健所管内ごとの情報となりますが、中央東保健所管内での季節性インフルエンザ発症者数は令和4年12月から令和5年2月までの間、大きな流行の発生、継続が疑われる警報値とはなっていませんので、季節性インフルエンザに対しても、新型コロナ、インフルエンザと同様にワクチン接種、マスク、手洗い、手指消毒、部屋の換気といった基本的な感染防止対策の徹底が有効だったのでないかと考えています。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えありがとうございました。

同時流行については、皆さんが新型コロナウイルスの感染対策は非常に徹底もされてましたし、国内外での移動制限、さらには個々の行動自粛もあって、ここ2年間ぐらいは流行があまりしなかったというようなお話でした。逆に、インフルエンザの抗体を持ってない人が多く、心配もされたわけですが、これも大丈夫だったようであります。ありがとうございました。

次に、6点目のコロナ禍における高齢者の健康についてであります。

高齢者の健康には、日常的に人との交流、あるいは友達間での運動、憩いの場への参加、あるいは笑いのある生活などが効果的と言われております。コロナ禍の中で感染を予防するためには、地域の老人クラブなどが行ってきました研修旅行や趣味であり、あるいはスポーツなど、生きがい活動が長期間制限をされてもきました。このため、このような状況が今後も続いた場合、高齢者の健康が損なわれたり、フレイルになったりするおそれもあるのではないかと思います。コロナによる長期間の活動自粛が、高齢者の健康に与える影響は大きいのでしょうか。南国市では、高齢者の健康維持とサークル活動等への支援対策はどのように取り組まれてこられたのか、お尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） コロナ禍における高齢者の健康対策ということでございました。

コロナウイルス感染症につきましては、初期の頃は人流を最小限に抑えることが優先され、

学校も休校措置がされるなど、老人クラブやいきいきサークル等、地域での高齢者の活動も大きく制限されておりました。その後、感染者数の増減に応じてステージが、赤ですとか紫ですとか、移行が繰り返され、その都度中断、自粛等が行われてまいりました。現在は、高齢者の介護の場や健康増進に資するサークルなどは、感染症対策におのおのが留意しつつ、活動を行っております。

ただ、単位老人クラブへの補助金やいきいきポイント、いきいきサークルに参加した方へのポイントの還元者数などは、令和元年度から年ごとに減少が続いております。いきいきポイントの還元者数でございますと、令和元年度が494人、2年度が396人、3年度が361人、4年度はまだ集計ができておりません。

また、地域の単位老人クラブへの補助金でございます。元年度が68万3,809円、2年度が51万2,493円、3年度が40万19円、4年度はまだ実績報告のほうが出てきておりませんので、集計ができておりません。年ごとに補助金の支出額ですとかポイントの還元者数が下がっておるわけですが、これはコロナの関係もございまして、お世話役さんが減少するという、かねてからの課題も関係しておる、それが原因となっていると思われるところでございます。

今後はフレイルチェックですとか、委託して行っております介護型予防サロンとか、貯筋運動の介護予防事業の充実はもちろん、老人クラブやいきいきサークルのような地域の通いの場の維持にも力を注いでいかなければならないと思っておる次第でございます。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な行動制限も受けてきたわけですがけれども、一方では感染対策をしっかりとしながら活動をしてきたクラブも当然あったことだろうと思えますし、様々な活動事例も、先ほども報告をされましたようにあったと思えます。

補助金のお話もありましたけれども、支出減が活動の低下につながらないように、今後とも感染防止と社会参加の両立が図られるように、指導と対策をよろしくお願いをしたいと思います。

次に、7点目の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症対策本部は、1月27日の厚生科学審議会感染症部会を踏まえて、同日新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5月8日から5類感染症に位置づけることを通知をしました。現在は、新型コロナは感染症法で新型インフルエンザ等感染症に位置づけられており、全数把握、それから入院勧告、健康状態の報告、外出自粛要請、就業制限

など、危険度が2番目に高い2類相当に位置づけられて、対策が図られてきたわけですが、第7波以降、感染者数が爆発的に増加もしましたし、救急体制が機能不全に陥り、死者数も最大規模まで拡大をしました。多くの医療機関や高齢者施設では、クラスターが発生をしたり、職員も感染をしたり、濃厚接触者が続出をして、日常業務に多大な影響も出てきたところでもあります。

オミクロン株の伝播力は非常に強く、病原性は高くなくとも、基礎疾患を持つ方や高齢者にとっては引き続き重症化リスクの伴う感染症であることは間違いありません。当面の間はゼロコロナが当然求められていくわけですし、これまでと同等の対策が必要なことは言うまでもありません。新型コロナウイルス感染症の法律上の分類引下げについて、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 5月8日から5類に移行するというごさいまして、その5類に位置づけられますと、医療費の公費負担や行政による病床確保がなくなるといったようなことがございまして、感染症対策を取り巻く状況が大きく変化することになるわけございまして。

国におきましては、国民への影響を懸念して、段階的な移行を実施することを表明しておりますが、市といたしましても国、県の動向を注視しながら、市民の皆様が混乱することがないように、引き続き迅速、適切な情報発信を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 簡単にというか、市長から答弁をいただきましたけれども、感染法上、類型が5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に移行されます。これによって、新型コロナに特別な対応が取られなくなるわけです。入院する医療機関は限定をされず、感染者や濃厚接触者が外出や就業制限などを求められることはありません。医療機関でも、全てで入院や診療が可能とは限りません。また、保健所が健康観察をしなくなって、容体が急変をした人等を把握できなくなるおそれもあるのではないのでしょうか。

また、日常的に配食、あるいは自宅、宿泊施設での療養支援もなくなり、負担が生じることで治療を避けたり、受けたいのを受けられなかったりする人も出てくるのがとても危惧もされますし、注視だけでなく、市長としたら、市長会等で様々な角度で国なりへ上げていただきたいと思っております。

次に、医療提供体制についてであります。

原則としてインフルエンザなど、ほかの疾患と同様になることから幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できるような、必要な医療体制を取るというふうに国は言っておりますけれども、今までも対応が困難であった医療機関の多くは、感染をしている可能性のある患者とほかの患者を分ける動線が十分確保できなかつたり、あるいは時間と空間を分けられない施設上の限界もあったわけであります。高齢者や基礎疾患を持つ重症化リスクの高い患者を感染リスクから守り切れないという、これからの事情も心配をされますし、入院においても有効な換気の確保や、ゾーニングを可能とする病棟構造がないことから、あるいは職員体制の困難さも要因にもつながってくるのではないのでしょうか。

こうした具体的な問題をどのように解決をしていくか、とても重要な課題であると考えられますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 現在の2類という位置づけでは、新型コロナ患者を受け入れる医療機関は感染対策が取られている発熱外来などに限られ、入院は感染制御が可能な設備のある指定医療機関となっています。

感染症法上の位置づけを5類に引き下げるのに伴い、一般医療機関での受診や入院が可能となり、市民にとっては身近な医療機関を利用することができるようになりますが、感染対策のための動線分離や入院の調整を医療機関がするようになるなど、医療機関の負担が大きいため、一斉に切り替わるのではなく、医療機関や市民に負担がかからないような、段階的な体制への移行が必要だと思われまます。市としても国の動向を見守っていきたいと思っております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

これは、医療機関における専門的な分野であり、この場で議論をしたり、解決策を見いだせるものではありませんけれども、命に関わる大変重要なことだと言えますので、安心をして受診ができる医療体制の確立が、何といたっても一番であります。市としましては、そのあたりはしっかりと対応していただき、答弁にもあったように、市民が混乱と不安を招かないような対策もしっかりと取っていただきたいと思ひます。

次の項に移ります。患者の窓口負担についてであります。

公費医療の縮小に向かうことが示されており、受診抑制につながる懸念もされます。患者本人の一部負担を導入することは、医療へのアクセスを奪い、治療の中断を生むことも明らかであります。段階を踏んでとしておりますけれども、前提となる国民の経済状況も大変今

深刻な状況でありますし、治療薬を処方すれば、1回の受診で数万円と試算をされる場合もあるわけでありまして。窓口負担は市民の医療を受ける権利を大きく侵害するのではないかと思います。現行の公費負担を継続をすべきであると思いますが、この点について市長はいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 自己負担の公費負担は、これから5月8日からはその負担の在り方が変わってくるということで、見直しの案が近日中に国から発表されるというように聞いておるところでございます。

もちろんその自己負担は、それは国民としましてはしないにこしたことはないということございまして、これが5類に移行する通常の感染対策に移ることによりまして、どのようにそれを段階的に行っていくかということは、いつの時期にかは行っていないかんところでもあろうと思いますので、国のその発表を待って、その情報提供に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長からお答えをいただきましたけれども、この点についてはまだ未知の部分も多く、流動的でもあります。国も段階的な移行を示しておりますけれども、一方、新型コロナの感染力は依然として強く、今後も流行を繰り返して、医療の逼迫などをさせる可能性も大きいとも言えます。医療機関がコロナ病床を確保するための財政措置や財政支援など、そういうことを直ちになくさなくて、段階的にやっぱり見直すべきだと思いますし、そのことが国民や市民の暮らしや命を奪うものにならない、そうした5類への移行であってはならないとこのように考えますので、しっかり対策もお願いをしておきたいところでもあります。

次に、マスク着用の在り方についてであります。

国は2月10日に開いた新型コロナウイルス対策本部で、3月13日からマスクの着用は国内外を問わず、基本的には個人の判断に委ねることを決めました。これに対して南国市での判断や対応の在り方についてお答えください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今西議員のおっしゃったとおり、3月13日からマスクの着用の考え方が抜本的に変更されるということとなっております。

長らくマスクの着用が社会の常識になってきたところの方向転換でありますので、個人の主体的な選択を尊重するということの啓発を重点に行い、マスク着用の有無に関連した混乱やト

ラブルを防ぐことが肝要であると考えております。

一方、国の推進本部の方針では、着用が効果的な場面を示すなど、状況に応じてマスク着用を推奨することも示されており、これらのことも十分に情報発信、啓発を行った上で、マスク着用が推奨される場面もあることを御理解いただきたいと思いますと考えております。

なお、先日市の対策本部会を行いまして、市役所には高齢者等重症化リスクの高い住民の方など、不特定多数の方が来庁するという事などもありますので、それらを勘案し、職員に關しましては、庁舎内では当面の間、原則マスク着用すると決定をいたしましたので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長のほうからお答えをいただきましたので、市の対応についても分かりました。

3月13日、来週からになるわけですが、マスク着用が個人の判断となります。しかし、国も着用が効果的な場面の方針も示しておりますし、これからも飲食店や公共交通機関、あるいは娯楽施設、医療や介護施設など、各業界なり団体は感染症対策について、今までも200以上の種類でガイドラインをつくって対応をしてきました。実際には、店や施設の判断が優先される場面も想定をされると思いますので、マスクの着用をめぐることは、利用者やお客との間での混乱やトラブルにもなりかねないことも心配もされます。マスクをつけたい人、外したい人との間で分断を深めることがあるようでは本末転倒であります。マスク着用が個人判断となっても、非常に難題だとは言えます。こうしたことにも十分留意をされて、市としても最善の対応を今後とも図っていただきたいと思います。ありがとうございました。

続いて、3項目めの南国市地域公共交通計画についての質問に入ります。

まず1点目は、地域公共交通計画の策定についてであります。

公共交通を取り巻く状況は、超少子・高齢社会が進展をし、都市一極集中と地方の過疎化が続く中で、鉄道や軌道、バス、ハイヤー、タクシーの輸送人員の地域間格差も拡大をしておりますし、地方における生活路線の維持が年々厳しさを増しております。

人にとって移動は、自己実現に欠くことのできない価値を有するものであります。自家用車などの移動手段を持たない児童や高齢者などにとって、地域の公共交通はその生活に欠くことのできない社会インフラとして、最大限確保、維持をされるべきものだと思います。地域公共交通計画の策定に当たってのその背景、そして位置づけや仕組みづくりについて、まずお尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりを行う上で、移動は欠かせない存在となっております。一方で、人口減少による公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などによりまして、地域の公共交通の維持確保は大変厳しくなっております。

こうした背景から、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年11月に施行され、持続可能な運送サービスの提供の確保を推進するために、地方公共団体が中心となって定める地域公共交通計画等を通じて、国が地域の移動手段の確保、充実を図る取組を支援するという事としております。

このことから、本年度におきまして地域交通に関するマスタープランとなります計画といたしまして、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議をしながら、公共交通の改善や移動手段の確保に取り組む南国市地域公共交通計画を策定するものでございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、今までに市民アンケート、パブリックコメント、公共交通会議、あるいは議会等々で、様々な角度と視点から議論や提言がされてきました。この交通計画策定に当たり、これら議論をしてきたことがどう生かされてきたのか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 昨年度には、市民及び事業者のアンケートを実施し、公共交通に対する住民の皆様の意向や利用実態を分析をいたしました。

また、本年度は、通常 of 南国市地域公共交通会議の開催に加えまして分科会を立ち上げまして、市内交通事業者や市民代表者の委員を交えて、既存路線の再編案や公共交通空白地域への対応など、現実的な運行体系の構築に向けて協議を重ねてきたところでございます。

また、計画素案に対するパブリックコメントを2月6日から28日まで実施をいたしまして、複数の御意見をいただいております。本市のホームページにおいて御意見に対する市の考え方について公表をすることとしております。

今回の計画素案におきましては、既存の定時定路線に加えまして、区域運行を含む新たな交通手段を検討することを計画に盛り込んでおり、この計画に沿って、交通事業者をはじめ、各地域へヒアリングを実施をいたしまして、地域ニーズに即した交通体系を構築していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次は、4点目はコミュニティバスの4路線の見直しと、市中心部を核としたぐるりんバスの運行計画の展望等についてはいかがでしょうか、見直しも含めてお答えください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 現在の4路線につきましては、以前運行していましたとさでん交通の路線に加え、地域から要望がございました岩村地区、岡豊地区に一部路線を広げ、運行しております。しかしながら、バス停留所までの距離が遠い方には利用がしづらいという御意見や、利用したい時間帯に便がないということで、多くの意見をいただいております。

これらを解消するべく、新たな移動手段の確保といたしまして、現在市内タクシー事業者と調整を図っており、公共交通空白地域の面的支援といたしまして、空白地域を区域運行し、既存路線につなぎ、乗り継ぎにより目的地へ行っていただく方法や、区域運行により利用時間は一定制限した上で、公共施設等への目的地には直接行ける方法などを検討しております。

また、現在の4路線につきましては、後免町に集約することとしておりますので、街路の整備が進みますと、市内中心部を周回する運行と組み合わせるということも一つの案であると考えております。

いずれも各事業者の協力が必要となりますので、慎重に調整を続けていくとともに、地域に寄り添った運行体系となりますよう、協議を続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えもいただきましたけれども、私も今までも述べてきましたとおり、中心市街地におきましては都市再生整備計画によって、ものづくりサポートセンター海洋堂や、文化会館もやっと、MIARE！ですけれども、施設が完成をしました。さらには新図書館の整備計画も軌道に乗ってきましたし、街路事業の駅前線も本当に完成間近になってまいりました。このように中心市街地の市役所や公共施設、あるいは量販店、医療機関、何といたしましても龍馬空港を結ぶぐるりんバスの部分にシフトする展望が今問われているのではないのでしょうか。

先ほどお答えの中にもあったようにも思いますけれども、まずは早い段階でそうした展望の下に実証実験運行に取りかかるべきではないかとも考えますが、この点についてはいかがでしょうか。課長に改めてお尋ねをします。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 特に公共交通空白地域の区域運行につきまして、現在小型車

両での乗り合いによります運行を考えておりまして、市内タクシー事業者と調整をしております。また、他県における実績のある配車システムの提供会社からも提案を現在受けておりまして、方法について検討をしておるところでございます。運行の方法が固まりましたら、エリアを選定をいたしまして、実証運行を実施する計画としておるところでございます。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。

こういう一つの実証を積み重ねていって施行していくことも大変大事だと思いますし、市内タクシー業者にほとんど運行を依頼してるわけですがけれども、車両と人がなければ、とさでん交通のほうに依頼するというような方法も考えて、展望もできるのではないかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次、5点目のコミュニティバスのフリー乗降区間の拡大についてであります。

現在、久枝と浜改田間、そしてJA植田線の植田―領石間の2か所で路線上のフリー乗降が認められています。ドア・ツー・ドア、特に買物などをした後、帰りはフリー乗降が非常に歓迎をされるというか、メリットも大きいのではないかと思います。これは特に警察などの公安関係、そして何といたしましても道路管理者の意見も重要になろうかと思われまます。その交渉の場へテーブルづくりも積極的に行いながら、フリー乗降箇所を拡大すべきだと考えますが、この点についてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 現在のコミュニティバスにつきましては、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画として国へ申請をしております、バス停留所の設置については、先ほども議員のほうからもありましたけれども、道路管理者、警察等、関係機関との調整が必要となっております、安全面に配慮した箇所への設置が望まれております。

現在のフリー乗降区間としましては、久枝、浜改田の区間、植田、領石の区間ということで、この区間一帯をバス停留所として国へ申請をしております。

フリー乗降につきましては、利用者にとって非常に便利ではありますが、乗降時の安全性や道路事情による渋滞、あるいは事故が懸念をされるということもございますので、改めて関係機関と協議をいたしまして、可能な限りフリー乗降区間の設定を考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 課長のほうから御答弁をいただいたわけですがけれども、非常に周辺な

り、交通の妨げになったり、事故との関係、あるいは道路管理者との関係も含めて、バスの運転手にもまた負担もかかることも懸念をされますし、やっぱり安全運行上、課題が多くあることは事実だろうと思いますが、幹線にはなるわけですけれども、南国インター線は久礼田からずっと来て、浜改田まで通っているわけですけれども、幹線であり、非常に対象からは入りづらいかもしれませんけれども、お考えもいただきたいと思いますが、岩村地区なんかのところも含めてフリー乗降の対象に、検討課題にもなってくるとは思います。

市の公共交通会議の中で、こうしたフリー乗降等については議論はされてきた経過等はどうでしょうか。フリー乗降の拡大に向けて、改めてお答えください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） フリー乗降区間につきまして、先ほども申しましたけれども、植田―領石間を新たにフリー乗降区間ということに加える際には、この交通会議の中にも意見をお諮りをして、決定をしたところでございます。それ以外について、特に公共交通のほうからこういう御意見があるというところは、現在はないというところでございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 分かりました。ありがとうございます。

次に、6点目なんですけれども、やはり路線の拡大や見直しについては、都市計画や開発との関係も出てくるのではないのでしょうか。立地適正化計画との整合性や調整はどのように対応されておられるのでしょうか、お答えください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 立地適正化計画につきましては、多極ネットワーク型コンパクトシティーを推進をするため、市街地のコンパクト化を見据えまして、居住機能や都市機能の立地、また拠点間をネットワークで結ぶ公共交通の充実について、基本的な方針を示す包括的なマスタープランでございます。一方、地域公共交通計画につきましては、公共交通ネットワークの改善のための計画となっております。この両計画が互いに連携をすることで、都市に必要な機能と居住の集約、そして集約された地域における公共交通の充実という好循環を実現することが期待をされているところでございます。

本市におきましては、都市基盤の整備に伴いまして、都市構造の変化や多様化する住民ニーズ等の影響から、公共交通を取り巻く環境が大きく変化をしております。このことから、鉄道、軌道、空港、高速道路など、広域交通の要衝でもあります本市の公共交通体系をこの立地適正化計画で示す地域戦略と整合する形で、南国市地域公共交通計画を策定をいたしまして、

将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを構築することとしております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、7点目です。

南国市の地域公共交通会議の委員の構成についてでありますけれども、現在は23名が在籍というか、委員に選出をされております。また、専門性を持つ分科会も設置をされて、細部にわたって、また機能をしていることと思います。委員の選出に当たっては、一般乗合旅客自動車運送事業者、鉄道事業者、高知県、四国運輸局高知支局、南国警察署、そして住民や利用者の代表が、市長が選任することになっておりますし、各それぞれの部署でバランスの取れた委員構成になっているのではないかと私も考えるところであります。

委員の増減も含めて、交通会議の運営等に格別問題等はないと思われませんが、この点についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 先ほど御紹介いただきましたとおり、南国市地域公共交通会議の委員構成につきましては、交通事業者をはじめ、住民、利用者の代表の方にも入っていただきまして、現在23名の委員で会議を進めております。

この交通会議につきましては、委員それぞれの立場で御意見をいただいております。また御協力もいただいております。問題なく運営ができていますと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

23名ということでお答えがありましたけれども、住民の代表や利用者の代表もしっかりこの委員に選任をされてますし、事業者の労働者というか、働く皆さんもこの中に選出をされる規定にもなっておりますので、公共交通会議がさらに実のある会議となって、地域の公共交通を守る立場でよろしくお願いをしたいと思います。

8点目の最後になりますけれども、地域公共交通計画のビジョンにずっと組み立てて来たわけですが、それに添えるものになっているかということでもあります。計画の検討の手順では、計画素案も出来上がっていますし、地域公共交通会議の議を経て、今回の部分は終了が近づいているわけでありまして。現在の検討状況、課題としては、幾つか取り上げられています。

人口の推計であり、公共交通に対するニーズと利便性の向上にどう応えていくか、そして空

白地域の解消と北部中山間対策、さらにはICT技術や、そういうデータや情報を共有をしながら、バスロケーションシステムという導入もこの一項にあって、すばらしい計画と取組というふうに、私は映りました。多様な主体が協働することによって、誰もが安心して、心豊かに暮らせる持続可能な公共交通体系と社会構築を目指すものでなければなりません。このビジョンにどう応えていこうとしておるのか、その方向性と展望についてお答えください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 本計画におきましては、交通計画を取り巻く課題につきまして公共交通が果たすべき役割を踏まえ、基本方針につきまして、誰もが安心して心豊かに過ごすことのできる町を支える持続可能な公共交通としております。さらに、この基本方針に即する基本目標を3項目、基本目標を達成するための施策として7項目、具体的事業として13項目を上げて、今後推進をしていくというふうにしております。

実施に当たりましては、南国市地域公共交通会議におきまして、毎年度施策、事業の実施評価見直しのサイクルによりまして、計画の推進、進捗を図るということにしております。先ほど議員のほうからもありましたICTを使ったバスロケーションシステム、これにつきましても、令和5年度に一部導入したいというふうに考えておるところでございます。

今後におきましても、都市構造の変化や利用者ニーズの多様化に対応する地域公共交通を目指しまして、事業実施に向け、交通事業者、地域の住民、関係者とともに、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。

公共交通については、誰もが安心して心豊かに暮らしながら持続可能な公共交通体系と社会構築が本当にこれからも望まれますので、しっかりと市民ニーズに応えていただきたいと思っております。

市長をはじめ、関係課長、所長から御丁寧に答弁をいただきました。これで私の一問一答による一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 14番前田学浩議員。

〔14番 前田学浩議員発言席〕

○14番（前田学浩） なんこく市政会、前田です。通告に従いまして一般質問を行います。地域運営組織についてです。

2013年から高知県の中山間対策事業として始まった集落活動センターですが、一般的には広義で地域運営組織と言われており、また県の中山間対策としての政策は、内閣府の小さな拠点事業に位置づけられていると思います。2月21日に開会した高知県議会で浜田知事は、改めて県政の中心に中山間対策をしっかりと位置づけたいと発言されました。その背景は言うまでもなく、2021年に実施され、翌年集計された集落实態調査で、調査に回答した集落の代表者の67%、実に3分の2は、10年後、集落全体で衰退していると回答し、既存の集落活動センターからは、もはやどんな施策を打っても手詰まり感がある、10年もすれば誰もいなくなると諦めの声が漏れるなど、切迫感もある声が2月23日の高知新聞の県予算特集のコラムで掲載されておりました。

私は、2013年から集落活動センターの設置に向けて取組に関係し、これまで丸10年の経緯から、振り返りも含め今回の質問をいたします。

ちなみに稲生地区は中山間地とは言えませんが、2013年の当時の尾崎知事の視察直後に県職員から打診があり、都市近郊型の集落活動センターの在り方の実証的なモデルとして、勉強会から開始することになりました。稲生の人口は少ないのですが、同じ時期に取り組み始めた三原村と同規模の当時1,600人の住民の総意を取るという条件でございましたので、全ての14自治公民館を回って総意を得、いわゆる地域運営組織の姿である自治会連合会が母体となった理想の組織が出来上がったことはよかったです。また、その地域運営組織の役員については戦後生まれの団塊の世代の方になってもらい、それまでの各種役員の戦前生まれの方から世代間継承ができたのも、稲生地区にとってはよい機会となりました。

それでは、順番に質問に入っていきます。

集落活動センターの疑似的な前段階の事業として、県が新たに考えた、市長が先日施政方針でも話されました小さな集落活性化事業について、今年度取り組んだ三和地区ですが、今年度はどのような話し合いを行い、何を実施したのか、また来年度からは何をするのか、お伺いいたします。

次に、今後三和地区からそのほかの地区に横展開していくべき集落活性化事業、さらに集落活動センターであると思いますが、その市内ほか地区への構想をどのように考えているのでしょうか、具体的にお伺いします。

あと、長岡西部で行われている地域支援さんを配置している活動についてもお伺いします。

次に、県の集落活動センター事業は、もともと産業振興と絡んだものであるため、特産品開発や宿泊施設、直販店の経営なども想定されていますが、それらは南国市の地域運営組織とし

てなじむものと考えているのでしょうか、基本的なスタンスをお伺いいたします。

続いて、ちょっと本筋からは離れますが、今話した特産品開発について、近年の南国市の取組について、確認も含め質問いたします。

道の駅風良里で行っていた南国びじんの特産品づくりは、商品開発の種類、内容、昨年度どのような実績が上がっているのでしょうか。パブリカソースなど、南国びじんシリーズの全体の企画コンサル料、デザイン料、ポップ、のぼりなどを含めた広告料、ラベルなどの資材料、それぞれ開発商品ごとの販売に関する金額と実際の売上数、利益、現状の販売場所、そしてどういった効果があっているのか、また今後の展開をどう考えているのか、お伺いいたします。

続きまして、県は来年度、県民の日本一健康長寿県づくりで、あったかふれあいセンターや公民館を活用したオンライン診療等の中山間地域の医療体制づくりの強化をし、高知県型地域共生社会の実現に向けた市町村の包括的な支援体制整備の推進、住民主体による支え合いへの地域づくりへ、各部門の専門職やボランティアの研修事業を通じたネットワーク構築や県民の意識向上に向けたポータルサイトづくりなどを行うとしておりますが、南国市は市民の健康づくりをどのように行うのか、県とリンクして実施しようとしているのか、お伺いいたします。

それでは次に、議長に許可をいただきまして、本日皆様のお手元に配付しました資料を基に解説しながら、質問もしていきたいと思っております。

これは今年2月14日のオンライン参加も含め、県内約200名が参加した集落活動センターのフォーラムで配布していただいたチーム稲生の3種類のうちの一つです。この健康づくりの報告について、後で担当課の認識を伺います。

順を追って説明いたします。

なお、データについては、当時の国保担当の市民課長、今はDXアドバイザーの方から提供してもらいました。

まず、新聞記事のあるほうを御覧ください。

2014年に設立した当時の目標は健康づくりでございました。小さな新聞記事は、その当時のものでございますが、地域のサロンを目指すとサブキャッチがありますように、いわゆる病院のサロン化から公民館のサロン化というものを目標にしてまいりました。

その下の大きな新聞記事は、2020年に県国保連合会から健康づくりの活動を評価していただき、表彰を受けたものです。ちなみにコロナ禍の3年間も、公民館が強制的に閉鎖された約2か月以外は通常どおりのサロン活動を実施しておりました。その新聞記事の上にある分について紹介いたします。

2020年秋、全国公民館連合会から明治安田生命さんが新たなCSRを計画しているという話を聞きまして、明治安田生命さんと三菱総研さんと一緒に実証実験を稲生地区で行ったものです。途中、明治安田生命さんの本社に行ったり、文部科学省の方と打合せもしたり、また実証実験の内容をユーチューブで動画撮影し、全国公民館のサイトで流して実現しました。明治安田生命では、マスコミも発表し、新しいセクションもでき、テレビCMも昨年夏から流れ、地域の公民館元気プロジェクトとして名づけられ、その全国地図にありますように、昨年夏の実績で911講座を全国で展開していったようです。今年は多分コロナも明けて、すごい数の講座が行われるんじゃないかというふうに想像しております。

左のほうの写真ですが、稲生地区では集落活動センター設立時から、公民館での特定健診日には健康感謝祭としてイベント化し、地元の野菜を販売したり、特製カレーを公民館で作り、250円で販売をしております。

それで、下のうちわなんですけど、これも集落活動センター設立時から住民全体へ配布しているうちわでございます。特定健診日の日も入れて、またサロンのお誘いもしております。

もう一枚のほうに移ってください。

左の数字でございますが、これは集落活動センター設立時からの国保の医療費をまとめたものです。一々説明は難しいですので、平成26年度の合計医療費が、これは国保なんですけど、約1億8,000万円、それで令和元年のトータルの国保医療費が1億1,000万円、実に7,000万円のセービングができております。それを表にしたものが下の大きなグラフなんですけれど、これで設立時から令和元年まで、多分数億円のセービングができてるんじゃないかというふうに感じております。

それで、これは何で減ってるかということで、人口が減ってるから減ってるんじゃないかというふうに思われると思いますけれど、下の被保険者数の合計を見ていただいたら分かると思いますけれど、平成25年から令和元年までほぼ380人ぐらいで推移しております。しかも、70歳代の人数は逆に増えていっておりますので、本来国保は国保医療費としては上がっていくはずなのに、中央のグラフで見ていただいたら分かるように、減っていったということでございます。

それで、右のほうの枠で示してるものですが、非常に特徴的な分を比較して説明いたします。

平成25年と平成29年の分の70歳代、前期高齢者の比較をしております。該当者数が、平成25年が93名、平成29年が91名、医療費が平成25年が6,500万円、平成29年が4,400万円、それで一番注目していただきたいのがこの次の明細件数でございます。平成25年が2,800件、平成

29年が1,900件ということなんです。それで1件当たりの医療費もちょっと割り算で計算すると、1件当たりの医療費もこんな感じになっとりまして、ほぼ変わってない、1件当たりはですね。それで、削減費が2,100万円でした。これは言うまでもなく、病院へかかっている件数が少ないからだというふうになるわけです。

高知県の病院の医療費っていうのは、千葉県と比べて2倍から3倍あると言われてますが、単なる高齢者が多いからということではなくて、誤解を恐れずに言うと、用もなく病院へ行っている人が多い。用もなく無駄な薬をもらって、使わずに捨てているというのが大きな現状だと私は思っております。

最後に、下の1人1か月当たりの国保、以下医療費でございます。

稲生地区と南国市、国をそれぞれ比較しております。平成28年、稲生地区3万1,000円、29年、3万円、30年、2万7,000円、令和元年、2万4,000円と下がっていておりますが、南国市は3万円から3万2,000円になって、3万3,000円となって、四捨五入すると令和元年は3万4,000円、国のほうも2万4,000円から2万5,000円になって、2万5,000円、2万6,000円となっております。高齢化率を下に書いておりますが、稲生地区は約41%、南国市は31%、国は28%というふうになっております。それで、市と比べて、令和1年で比べますと月間9,400円違いますので、年間で比べると11万円の差が出ております。

今の話は昨年秋、高知県公民館大会で基調講演を60分させていただいたときに話させていただきました。公民館本来の在り方にも言及できたというふうに思っております。なお、これらのデータは、どのような活動が効果があるのか不明ですが、全般的には医療関係者も言うように、人と人のつながりが健康維持上、最もよい効果を出すという、社会疫学上説明されているとされております。担当課長の御認識をお伺いいたします。

次に、同様に集落活動センターのフォーラムで、あと2つの稲生地区の資料が配付されましたが、議場での配付は割愛いたします。答弁を求める課長には、事前に事務局を通じて渡しております。

まず、2021年の総務省資料に、地域運営組織は小学校との親和性が高いことから、コミュニティ・スクール在り方等検討会で地域運営組織を管轄する総務省側から稲生地区の報告がされたものですが、来年度から全市で展開されるコミュニティ・スクールとはどのような地域住民と連携していくのか、お伺いいたします。

2月7日の高知新聞では、県内9割に達する学校運営協議会の形骸化を懸念されている学校管理職、地元住民の声も掲載されておりましたが、市は体制は構築できたでしょうか。

また、2月28日の高知新聞では、四万十町でのコミュニティ・スクールの学校運営協議会が集落存続を考える講演会を主催し、住民60名が専門家の提案を聞いたことが掲載されておりました。ほかの自治体では、学校運営協議会が地域運営組織の中に入り、地域づくりの主催までできていることに対して、どのような認識をされているのでしょうか、お伺いいたします。

さらに、中山間地域対策の肝である地域運営組織をまさに運営していくのは、あらゆる体力がなくなってきた住民に任すのではなく、住民の意識を向上させる市役所職員のファシリティー能力が肝要であると思いますが、これらの職員研修はどう考えているのでしょうか。私の記憶が正しければ、当初集落活動センターは県下で230か所造る計画であったと思います。それが現在65にとどまっております。ちなみに、地域づくりで熱心な梶原町では、それぞれの地区6つ全てが集落活動センターがあります。市職員のファシリティー能力が必要だとは思われませんか、お伺いします。

そして、地域運営組織の庁内研修を企画立案でき得る職員が、ほかの県、他市の状況からすると、5万人規模の自治体ならそろそろ複数名が育ってきてよい時期だと思いますが、地域運営組織の庁内研修ができ得る職員は複数名育ってきているのでしょうか。また、そういう仕組みはあるのか、お伺いいたします。

中山間地の疲弊はその地区の住民だけの問題ではなく、その大切な課題をフォローできない自治体の問題だと思うべきです。どうお考えでしょうか、お伺いいたします。

最後の質問項目です。

集落活動センターのフォーラムで配られた地域運営組織と社会教育、生涯学習の3つ目の資料を基に質問いたします。

これは、2022年春の文科省中央教育審議会生涯学習部会で紹介されたものです。

私は、地域づくりの具体的な解決においては社会教育主事の配置しかないと思っております。先月2月2日に、高知県教育委員会室で行われた地域学校協働活動推進委員会での協議事項であったコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進における市町村の役割について、県の職員さん20名くらいいる前ではっきりと伝えました。これら事業は社会教育である、ゆえに社会教育法にのっとり、市町村が社会教育主事をきちんと配置すること、今やマストとなったコミュニティ・スクール、地域学校協働活動は、義務教育期間において一丁目一番地の最も重要なことであり、社会教育法を無視してはいけません。よく人数が足りないと言われますが、長野県では昨年度の社会教育主事講習の受講者は400人、今年度は500人だそうです。そして、長野県では、次期教育計画に社会教育主事講習の受講者数をKPIにするようです。高

知県は、一体何人受講しているのでしょうか。

高知市は中核市だから、地教委の責任自治体である南国市教育委員会はこの教育県の長野県と、私の言う一丁目一番地の取組の違いをどう考えてるのか、お伺いしたいと思います。

社会教育士については、私が取得した2年前にも言いましたが、社会教育主事を新たに進化させたもので、文科省の社会教育士応援大使の方は、その就任時に人と人のつながりの土壌をつくっていくのが社会教育であり、防災、福祉、子育て、多文化共生まちづくりなど、幅広い分野で実践的に活動できる社会教育がこれから先の日本のライフラインになりますと言われました。

改めてお聞きしますが、新年度南国市は社会教育主事を配置する予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

市役所職員が社会教育主事資格を持つということは、コミュニティーデザインの第一人者である山崎亮さんが市役所全てのセクションに社会教育主事を配置せよと言っておられます。これこそが市民との協働のまちづくりに必要不可欠なことでもあると私も考えます。この第一人者の提案にも御所見をお伺いいたします。

最後に、繰り返しにもなりますが、中山間地域対策の地域運営組織は、大篠地区以外は全て同じ状況です。地域運営組織づくりは地域住民の課題ではありますが、自治体職員の能力の課題でもあると思っております。中山間地域対策など、地域づくりの見直しを急務に考えるなら、まず自治体職員の研修能力向上をすべきであると思えます。

以上、10項目の質問をいたしましたので、お答えをお願いいたします。

以上で1問を終わります。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。企画課長。

〔松木和哉参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（松木和哉） 前田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、三和地区の活動についてお答えをいたします。

三和地区では、平成30年度に三和をよくする会が組織化され、少子高齢化対策部会、地域活性化部会、地域防災対策部会の3つの部会で、課題の解決に向けた話し合いを続けてきております。本年度は、県の小さな集落活性化事業の活用によりまして、専任のコーディネーターとなる集落支援員1名を配置し、地域外との関係人口づくりや地区外との世代間交流、防災活動などの取組を検討してまいりました。

本年度事業といたしましては、今週3月12日の日曜日になりますけれども、三和防災コミュ

ニティーセンターにおいて、三和の春祭りを開催する予定としております。これは、コロナの影響により地域活動が停滞をしており、来年度の本格的な活動開始に向けたキックオフ事業として実施をするものでございます。

また、来年度事業といたしましては、三和をよくする会の3つの部会総会で話し合いをし、少子高齢化対策部会では若い世代の新たな出会いと多世代間の親睦と交流を目的といたしまして、出会いのバーベキュー大会を実施をいたします。地域活性化部会では、健康長寿のまちづくりを目的として、親子料理教室や地区民運動会の発展系となる、みわりんピックを開催をいたします。

地域防災対策部会につきましては、災害と環境をテーマにいたしました三和地区全体の防災訓練や、浜改田、十市の海岸清掃活動を実施する予定としております。

次に、三和地区から市内他地域へ横展開するための構想はという御質問についてお答えをいたします。

この県の小さな集落活性化事業につきましては、集落活動センターの集落、構成集落に入っていない小さな集落に活力を生み出す取組として、本年度は本市を含む8市町村で先行実施しております。事業の枠組みといたしまして、大学の先生をはじめとする専門家から地域運営組織の進め方への課題へのアドバイスを受れたり、コーディネーター研修としてファシリテーション能力について、実践的に学ぶ場も設けられております。三和地区での事業の実践によりまして、人材を育成をするとともに、事業の効果検証も行った上で、市内の他地域にも情報提供をいたしまして、横展開を図っていきたくと考えております。

また、長岡西部地区の活動につきましては、地区に集落支援員1名を配置してございまして、長岡西部地区地域内連携協議会の事業といたしまして、定期的にスポーツ、レクリエーションの開催のほか、地元神社祭り、また地域児童との和太鼓の演奏や若返り体操などを実施をしております。また、本年度からは、西部ふれあい文化祭を協議会で主催をするなど、地域の各組織と連携した取組を行っているところでございます。

次に、集落活動センターにつきましては、産業振興の目的もあり、特産品の加工販売や宿泊施設の運営などを行う地域も見られることから、南国市の考える地域運営組織と性質が異なるのではないかと御質問についてお答えをいたします。

集落活動センターは、集落同士の連携によりまして、地域の課題やニーズに応じて、総合的に地域ぐるみに取り組む仕組みづくりを促進し、集落の維持再生の活性化を図るということを目的としております。事業の補助メニューとしまして、拠点施設の整備や加工販売に対するハ

ード整備事業への補助が設けられておりますけれども、これは必須とはされていないところでございます。

地域運営組織につきましても、基本的には枠組みは同じであり、本市の地域運営組織の考え方といたしましては、地域での生活や暮らしを守るために、地域のあるべき姿、ビジョンを掲げた上で、地域内での活動を持続的に取り組むことができる仕組みづくりを行うこととしております。その取組の一つとして、特産品の加工など、地域から提案が上がってきた場合には、継続性も考慮しつつ、別途協議を行うことといたします。

次に、高知県の令和5年度当初予算に上っておりますオンライン診療等の医療体制づくりや、高知県地域共生社会の仕組みづくりにつきまして、本市の取組はという御質問についてお答えをいたします。

オンライン診療につきましては、県は医療機関へのヘルスケアモビリティ導入への支援などを検討しておりまして、中山間地域等出先からのオンライン診療の普及を目指しているところでございまして、市としましても今後の動向に注視をしていきたいと考えております。

また、高知県地域共生社会の仕組みづくりにつきましては、高齢、障害、子供、困窮など、各分野を超えて支援する仕組みづくりでございまして、既に本市では社会福祉協議会において、断らない相談窓口を開設しておりますけれども、さらに県とも連携をいたしまして、包括的な支援体制の整備に向け、準備を進めているところでございます。

次に、前田議員からチーム稲生の健康づくりの現状につきまして、資料に基づき紹介をいただきました。チーム稲生につきましては、平成26年の設立から、住民の健康づくりを目的といたしまして活動を継続され、特定健診の受診率向上に向けて健康感謝祭の開催や、月2回のサロンには毎回30人以上が参加するなどしており、結果として、データからも医療費の削減につながっております。地域の皆様のこれまでの取組に、改めて敬意を表したいと思っております。

チーム稲生につきましては、本市唯一の集落活動センターであり、学校との連携、防災、健康づくり、ピワ葉茶の加工販売など、様々な分野で連携した取組を行っていただいております。中でも、できるだけ費用をかけずに地域内で継続して活動できる仕組みが形成をされております。ぜひ他地域への地域運営組織を広げる際には参考とさせていただきたいところでございます。

これからの地域運営組織づくりを進めていく上では、前田議員のほうからも職員のファシリテーション能力を向上させることが肝要というお話をいただきました。これにつきましては、本市におきましては職員研修や人材育成について、個別の研修に頼っているという状況でござ

いまして、養成が十分に進んでいないという現状でございます。

社会教育士の養成、配置とのお話もありましたが、この社会教育士の講習ではファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力、この3つの専門性を身につけることも包括をされておりますので、このことで地域コミュニティの再構築につながることもできると期待ができます。ただし、この受講について、まだ課題はありますので、職員研修などを通じまして、こうした人材育成も進めながら、地域運営組織について学校運営組織とも十分連携を図った上で、地域課題への対応について持続可能な取組ができる組織体制づくりを進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 前田議員の道の駅の商品開発についての御質問にお答えをいたします。

道の駅南国の指定管理者である株式会社道の駅南国では、平成30年度に株式会社四万十ドラマとコンサル契約を締結しまして、株式会社道の駅南国自らの負担で3年間にわたり自社商品の開発事業に取り組みました。これは高知東部自動車道の全線開通による影響への対策ということで、立地条件だけに頼った立ち寄り休憩所としてだけでなく、わざわざ目的地として来てもらえる道の駅を目指すために、道の駅の運営を長年行いながら、地域商社としても地産地消の特産品開発を多く手がけている株式会社四万十ドラマから、道の駅の運営も含めたノウハウの伝授を受けるということを目的としたプロジェクトでございます。

そして、道の駅のスタッフをはじめ、市内の多くの生産者や事業者とともに、市内の様々な農産物を使用した地産地消の特産品の開発に取り組みましたが、市としましては株式会社四万十ドラマや生産者、事業者との調整、ワークショップの準備等への支援をさせていただきました。そして、ワークショップでつくり上げたブランドイメージを、添加物を使わないなど、健康志向の女性を意識したコンセプトで南国びじんシリーズとして商品づくりを進め、第1弾が南国スタイルの赤パプリカを使用したパプリカソース、第2弾がパプリカナッツ、そして第3弾として斉藤牧場のミルク、パプリカ等の特産品を使ったプリンを発売をしております。また、昨年度にはなんこくシリーズとしまして、四方竹の土佐煮や水煮、炊き込み御飯のもとなども発売をしております。

そこで、御質問の南国びじんシリーズにつきまして御説明をいたしますが、まずコンサルティング料やPR費用等、開発にかかった経費につきましては、2018年から2020年にかけて四万

トドラマとの自社商品開発業務委託に3年間で1,559万8,000円、のぼりやエプロン、ポスター等のPR費用として163万285円、ラベル、段ボール等の資材費としまして43万6,403円、店頭販売用の冷蔵庫などの設備費が13万8,290円など、合計で1,885万3,184円となっております。

そして、昨年度の実績でございますが、まず販売価格につきましては、パプリカソース、パプリカナッツが税込み630円、プリンは4種類ありますが、きし豆茶プリン、パプリカプリン、ミルクプリンが税込み350円、土佐ジロープリンは原価が高いことから税込み450円となっており、その売上数といたしましては、パプリカソースが4,177本、パプリカナッツが1,018個、プリンが1,188個で、それぞれの利益としましては、パプリカソースが72万251円、パプリカナッツが19万3,653円、プリンが16万953円となっておりまして、合計の利益額は107万4,857円でございます。

また、商品の販売につきましては、道の駅南国のカフェや物販コーナーでの販売はもちろん、道の駅ホームページからのネット販売、また風の市やかざぐるま市等の直販店、AGRICOLLETTOや空港等で販売をしております。また、パプリカソースにつきましては、南国市のふるさと納税への提供や、高知県のアンテナショップまるごと高知でも販売をしております。そして、プリンのみですが、道の駅のカフェと物販コーナーで、土日限定での販売となっております。

そして、このプロジェクトの効果でございますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、団体の立ち寄りがほとんどないという状況の中、道の駅自体の経営も赤字となっており、これらの商品の利益額としては前年よりも増えてはおりますが、コロナ前の数字との比較検証というのは難しいと思われまます。しかし、スタッフの手応えというところ言えば、新聞、ラジオ、テレビ、書籍など、多く取り上げられまして、パプリカが南国市の特産品の一つであるという認知が広まり、県外のバイヤーからも声がかかったりと、コロナ禍でも着実に認知度が上がってきていると実感しているとのことでございます。

また、このプロジェクトにかかった多額の経費を考えますと、目指したところにはまだまだ届くものではございませんが、コロナの影響で営業が思うようにできない中、これらの商品の売上げが少しずつでも上がっていたことをはじめ、南国市が貴重な国産パプリカの産地であるということを、市の玄関口である道の駅がパプリカの加工用の出口となって、それを発信できたということが、地産地消を目指したプロジェクトとしての大きな効果であると考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田副市長。

〔村田 功副市長登壇〕

○副市長（村田 功） 道の駅南国の今後の展開についての御質問でございます。

私も駅長として、株式会社四万十ドラマさんとの商品開発につきましては、かなり期待をして業務委託に臨みました。成果として、パブリカソースをはじめ、南国市の特産品のアピールができる商品が出来上がったと思っております。また、新たな四方竹の商品につきましても売行きは好調で、大変ありがたいことです。これからも南国市の玄関口として、通りすがりではなく、特産品等の当駅の売りとなるものを目的としてわざわざ来ていただけるよう、道の駅を目指したいと思っております。そのためにも、ワークショップ等で学んだことを生かしながら、新たな商品開発に継続して取り組んでまいります。

また、昨年度からは、現場に副駅長を配置し、組織としての体制強化も図っており、一層地元の方々にも愛される魅力ある道の駅として進化し、持続的に運営を続けていけるよう取り組んでいきたいと考えております。

そして、道の駅は建設時に活用した山村振興施設整備補助金の本来の目的に沿って、上倉、瓶岩等、北部地域の維持振興のよりどころとならなければならない立ち位置にあります。自立持続はもとより、本市の重要施策推進を担う施設であることの思いを持って、運営を行ってまいりますと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 学校教育課長。

〔溝渕浩芳学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（溝渕浩芳） 来年度から南国市立小中学校全てに設置されますコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度についての御質問にお答えいたします。

学校運営協議会の主な3つの役割として、「学校の運営に関する基本的な方針について承認する」「学校の運営に関して、教育委員会または校長に対し意見を述べることができる」「教員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べることができる」がございます。このため学校運営協議会の委員は、対象学校が所在する地域の住民、対象学校の児童生徒の保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者が含まれていなければなりません。

また、平成29年度の法改正により、協議会の役割として、従来の学校運営等に関する協議だけでなく、学校運営に必要な支援に関する協議も行うようになっております。このため、学校運営協議会を設置するに当たっては、各学校が既に学校運営に対して支援をいただいております地域協働本部がございますので、地域協働本部において学校運営について支援をいただい

おります団体や地域の方々の御協力をいただきたいと考えております。

コミュニティ・スクールと地域住民との連携でございますが、地域住民の方が学校行事や参観日に学校に足を運んでいただく機会や、児童生徒が校外学習や地域行事など、地域住民と触れ合う機会を増やすことにより、学校運営や運営に必要な支援に関する協議に、保護者や地域住民などの意見がより反映されるようになると考えております。

議員が御紹介いただきました四万十町の例は、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールと、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動が一体的に推進された事例だと思っておりますので、新学習指導要領の目標であります「よりよい教育を通じて、よりよい社会をつくる」の実現に向けまして、相互の連携、協働の下に学校づくりと地域づくりを進めていけるよう、コミュニティ・スクールの運営を行う必要があると感じております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

〔前田康喜生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（前田康喜） 前田議員の御質問にございました社会教育主事に関する質問とコミュニティデザインの第一人者である山崎亮さんの提案に対する意見について、生涯学習課が答弁をさせていただきます。

まず、高知県は、何人の職員が社会教育主事講習を受講しているかについてですが、令和5年3月2日に高知県教育委員会事務局生涯学習課へ電話で問い合わせたところ、昨年度は7人が受講し、今年度は3人が受講したとのことでした。

また、議員の言われました社会教育士は令和2年度からスタートした制度で、規定の科目を学習して専門性を身につけた地域のコーディネーターであります。もともとは社会教育主事の制度があり、この社会教育主事になるために習得すべき科目などを定めた社会教育主事講習等規定が一部改正されたことにより新設されました。社会教育主事は、教育委員会から社会教育主事と発令されなければ職務につくことはできませんでしたが、社会教育士は定められた科目を修了していれば社会教育士と称することができます。地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの双方が両輪として機能することで、地域の課題解決に向けた学校と地域のさらなる連携、協働につながると考えております。今後は社会教育士と社会教育主事が連携しながら、地域全体の社会教育の振興に取り組むことがますます重要になってくると思われま。

新年度、南国市は社会教育主事を配置する予定はあるかについてですが、高知県教育委員会のほうに要望してきた経緯はあるのですが、かなえられておりません。市職員の資格取得を地

元大学が開校する年に派遣できるよう、準備を進めてまいります。

続きまして、山崎亮さんの提案に対する意見についてですが、社会教育主事講習を一般行政職員が受講することにより、教育委員会事務局の職員のみならず、市長部局の職員も社会教育士を取得することは大変意味のあることだと思います。ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力を習得することにより、可能性は広がると考えます。地域社会の課題に向き合い、福祉や防災、観光やまちづくり等、関与できる分野は多岐にわたりますので、今後ますます地域活動、ボランティア活動など、あらゆる場面での活用が期待されると思われまます。以上です。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 答弁ありがとうございました。

南国びじんシリーズにつきましては、3年間で1,500万円のコンサル料ほか、合計で1,800万円かけて利益が107万円と聞きました。ある意味すごいなと感じております。いただいた資料を見ると、平成3年度でパブリカソースの売上げの中で、ふるさと納税の売上げを見ると6本、つまりこれは6本セットなので、1人のふるさと納税者だけしかリクエストされてないという結果を見ました。何というか、何とも言えない結果です。常々思ってるんですけど、南国市なんかは民間企業がしっかりあるわけですので、「スウィーツ」さんなんかにお任せするとか、そういったことをされたほうがよかったんじゃないかなと思います。

また、1,500万円のコンサル料については、例えば500世帯の専業農家さんに30万円ずつ配ったほうがもっといいかなとも、数字的には思いました。これはコロナ明けどうなるか、期待したいと思います。

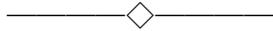
社会教育主事講習の受講者については、前年度が7人、今年度が3人ということで、長野県と比べると実に100倍違うんですよね、100倍。これが教育県との差、これからどんどん、残念ながらこれはどんどん広がっていく。100倍っていうのはちょっと厳しいですよ、本当に。まあびっくりしました。

地域運営組織については、集落实態調査が出た発言の、もはやどんな施策を打っても手詰まり感があると答えた集落活動センターを立ち上げている代表者の言葉を真摯に受け止めるべきだというふうに私は思います。もはや遅いとも、私も実は感じております。遅いけど、ほったらかしはいけません。市庁舎内でのDXを進め、空き時間をどんどんこしらえて、市職員の皆様はもっともっと中山間地などの現場に入ってほしいと思いますと要望を伝えまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時59分 休憩



午後1時 再開

○議長（浜田和子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。3番西山明彦議員。

〔3番 西山明彦議員発言席〕

○3番（西山明彦） 議席番号3番の西山明彦でございます。

今、国では国会が開会されておりますけれども、岸田首相は次元の異なる少子化対策、あるいは防衛費の増額を掲げておりますけれども、財源論議が不十分だというような指摘がされております。施策を執行していく上では、財源は重要な問題です。

今議会には来年度予算が提案されており、市民が求める様々な要望に、厳しい財政状況の中で平山市長が財源を確保しながらどのような施策を展開していくのか、施政方針を補強していただけるように一般質問を行わせていただきます。順次質問させていただきますので、御答弁をよろしく願いいたします。

まず、市長の政治姿勢の1つ目、令和5年度予算について質問いたします。

令和5年度の当初予算案は、大型事業の完了などによって、対前年度比で8億3,000万円、3.6%の減となっております。令和5年度は、平山市長の2期目の後半へと入っていくというわけで、これまで実施してきた大型事業の仕上げの段階に進んでいくと思います。そうした中での予算編成であります。施策を実施していく上での財源確保はどうなっているのか。令和5年度予算の歳入における自主財源の中心となる市税収入については、当初予算ベースで2億2,360万7,000円の増加を見込んでおり、個人市民税、法人市民税をはじめ、全てで増加を見込んでいる一方、市債発行額は大幅に減少する見込みです。けれども、自主財源は全体の39.1%、4割弱で、財源確保には国、県の支出金をいかに活用していくかが重要になってくると思います。

そこで市長にお伺いします。

そういった状況を踏まえて、令和5年度の予算について、どういった事業、施策を展開していくのか、どこに予算を重点配分したのか、都市再生整備事業などのように継続事業が多い中で、市長の考えた予算の特徴をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 財源確保につきましては、骨太の方針におきまして一般財源総額は確保されました。また、幸いなことに税収が回復していることから、留保財源分の伸びが見込まれます。が、やはり国、県の補助事業の活用は安定的な事業継続においても必要であると考えており、できるだけ国、県の補助事業を予算の中へ反映させるようには、常に考えておるところでございます。

特徴ということでございますが、歳出面では、令和5年度におきましては大型の継続事業費が一旦縮小するところがあり、将来的な公債費負担を考慮しつつ、市単独事業の道路整備予算の拡充をしたところでございます。また、子育て環境の整備、拡充に努め、若者の定住促進につながる施策を実施し、本市の継続的な発展を意識した予算編成となっております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 国、県の補助事業なども活用しながらということで、バランスのよい財政運営をと考えられたと思います。

ところで、施政方針でも触れられたように、大型事業の継続により市債残高の増加による公債費負担の増加が予想される中で、将来の南国市像を見据えた大きな事業も重要ですが、同時に市民の日々の生活を守り、支えていくことが大切だと思います。

先日の勉強会でいただいた当初予算の資料を見ると、ソフト面の予算には新規事業もあり、努力されているとは思いますが、けれども、あともう一步というふうにも感じました。ソフト事業については、令和5年度の予算編成に際して、具体的にどういったところに力を入れたのか、お伺いします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） もちろんソフト事業を行うに当たりまして、財源ということも意識はしたところでございます。新たな5年度の事業としましては、奨学金返還支援補助金の制度、また18歳までのインフルエンザ予防接種の補助金の制度を始めるようにしております。そのほかにもAI学習ドリルの導入や放課後児童対策の拡充など、特に定住支援、子育て支援に力を入れたところであります。義務的経費が今後も増加が見込まれる中、継続的な実施と財政への影響等も考慮した上で予算を編成しております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 定住支援、子育て支援に力を入れたとのことで、特に奨学金返還支援やインフルエンザの予防接種への助成と、新たな施策を予算化されていることは私も評価したい

というふうに思います。

次に、市長の政治姿勢の2つ目ですが、まちづくりについて質問させていただきます。

今年の年頭の高知新聞に、平山市長への新春インタビューが掲載されていました。それには、シンボルロードと新しい施設が充実という表題がありました。海洋堂SpaceFactoryなんこくができて2年、地域交流センターMIARE!の利用が開始されて1年、この5月にはグランドオープンとなる運びです。そして、来年度、令和5年度には都市計画道路南国駅前線が完成する予定で、駅前広場の整備も着々と進んでいる姿が見られます。加えて、新しい図書館の整備も2025年の完成を目指しているということで、後免町を中心とした中心市街地が大きく変わろうとしています。そのまちづくりの大きな構想として、先日シンボルロード等基本構想についての説明を受けましたが、この構想に込めた市長の思いをお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） これは私の就任当初から公約の中にも入っておりますが、町のにぎわいづくりと魅力あるまちづくりということを進めるという思いがあります。そういった事業を都市再生整備計画事業の中に組み込んで行っておるところでございます。

これまでに都市基盤整備の推進を図ってまいったところでございますが、この都市基盤施設の整備、中心市街地の活性化と町の魅力アップにつなげていく施策でございます。そういった施策を進めてくることによりまして、市民の家庭や観光客など、多くの皆様に本市の魅力を感じていただき、誰もが居心地がよく、楽しんで歩いていただけるような、そういったまちづくりをしたいという思いから、シンボルロード等基本構想を策定したところでございます。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 居心地がよく歩きたくなるというようなまちづくりということで、ただシンボルロード等基本構想には3つのゾーンがありますが、ここで私が特に気になるのが、後免町商店街に関することです。

御承知のとおり、後免町は野中兼山が開墾して、諸役御免とされたのが名称の由来で、古くから栄えた本市の中心地です。しかしながら、南国バイパスが通って、郊外に大型量販店が出店して、後継者の問題もあって、商店街は空き店舗が増えて、シャッター街化してしまい、現在に至っています。これを再生して、中心市街地に活気を取り戻そうとするのが、今進められている中心市街地活性化の取組だと思えます。

そこで市長にお伺いしますが、このシンボルロード等基本構想の中の後免町商店街のゾーン

について、市長の思い描くイメージをどう商店街の活性化、再生に結びつけていくお考えなのか、お伺いします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） シンボルロード等基本構想におけます後免町商店街のゾーンにつきましては、お店が立ち並び、そのお店で買ったものを食べ歩きしながら、また立ち並ぶお店や設置された観光サイン、オブジェなどを楽しみながら歩けるような、市民も観光客も楽しめる、歩きたくなる魅力的な通りにしたいと思っております。

商店街の活性化、再生につきましては、後免町の各町内会長等や事業者などで構成する中心市街地振興協議会が策定しました第1期中心市街地振興計画アクションプランに基づく取組を令和2年度から令和4年度まで行っており、先月17日には令和5年度から令和7年度までの第2期中心市街地振興計画アクションプランが策定されましたので、この計画アクションプランに基づいて、引き続き中心市街地後免町商店街の活性化、再生に取り組んでまいりたいと考えております。

中心市街地後免町商店街への出店につきましては、空き店舗の調査や、チャレンジショップ事業を引き続き実施し、チャレンジショップ卒業生の中心市街地や後免町商店街への出店を図るとともに、南国市中小企業振興事業費補助金によります中心市街地での創業を引き続き支援し、出店を促す取組を行ってまいりたいと考えております。

また、国内外に知名度の高い海洋堂の関連施設である海洋堂SpaceFactoryなんこくを、物部川DMO協議会、南国市観光協会と連携して、県外、海外へ発信し、誘客した来館者をオブジェのあるシンボルロードや、アンパンマン等の石像のあるやなせたかしロードの後免町商店街へ導き、歩いていただくとともに、海洋堂SpaceFactoryなんこくと地産地消ごめんの軽トラ市など、後免町商店街でのイベントを同日開催することで、中心市街地や後免町商店街のにぎわい創出、人の流れの増加に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 全体としては、やはり先ほど言われたように歩きたくなる通りということだと思います。市長の思いを実現していく上では、各方面関係機関との調整も必要なわけで、市長の相当なリーダーシップがないとなかなか大変なことだと思います。

人の流れという話も市長からありましたが、都市計画道路の計画当初から分かっていたこととはいえ、商店街が都市計画道路で東西に二分されます。先日、南国駅前線と後免町商店街の

交差点についての地元説明会があり、私も参加させていただきましたが、あの交差点を渡ることができず、商店街が都計道路で完全に分断される計画となっています。駅前線より西側は、商店街ではなくなるのではないかなという心配もします。地元の方からは、後免の町を消滅させる計画ではないか、何のためにやってるのかなどという厳しい御意見も出されていきました。

あの商店街通りは、市制50周年の際に地元の方々の御尽力によって、アンパンマンの石像7体を設置して、東町の入り口にアンパンマン、西町の入り口にドキンちゃんを置いて、やなせたかしロードと銘打って、誘客による商店街の活性化を目指す、そうした経過があります。なのにそのアンパンマンは今、後免町防災コミュニティセンター前にばいきんまんと並んでおりますし、計画では、分断されるとドキンちゃんはもうカヤの外になってしまうと、そんな気がします。

市長にお伺いしますが、この商店街が分断される状況を市長はどのように捉えているのか、後免町商店街、後免町の将来像をどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 後免町商店街が分断される状況につきましては、都市計画道路南国駅前線が昭和46年に都市計画決定をされまして、平成23年度の事業認可以前から、後免町商店街の交差点部分に信号機設置を念頭に県警と協議してまいりましたが、今年度に入り、後免町商店街交差点はこの南の電車通り交差点信号機から間隔が短いため、信号機を設置できないとの回答をいただきました。

市としましては、電車通りから後免駅までの間に信号機と横断歩道がないと歩行者が安全に横断できなくなることから、後免町商店街交差点部分での信号機と横断歩道の設置を地元とともに県警へ要望してまいりましたが、各信号機の間隔が150メートル以上離れていないといけないとする信号機設置に関する県警の指針や、歩行者の安全確保等の観点から認められませんでした。このため、歩行者が安全に横断できるようにするためには、苦渋の決断ではございましたが、後免町商店街交差点の北、新図書館前の交差点に信号機と横断歩道を設置するという計画にせざるを得ませんでした。

後免町商店街、後免町の将来像としましては、先ほど説明させていただいた取組とともに、後免町商店街の南国駅前線により、西側部分について、現在この西側部分にある地域おこし協力隊員の活動拠点において、定期的に物づくりワークショップを開催するとともに、ごめんの軽トラ市に合わせてイベントを開催することで、後免町商店街の西側部分への誘客を図っております。

先月12日にごめんの軽トラ市が開催されましたが、この日を含めた2月5日から2月19日までの間、地域おこし協力隊員による南国市の今と昔の写真を展示した、南国いまむかし写真展を開催し、約400名の方に御来館いただきました。今後、西側部分の特徴のある施設の方々と連携できれば、より誘客効果の高い取組ができるのではないかと考えております。

また、シンボルロード等の整備後は、JR後免駅に來られた観光客をシンボルロードを通過して後免町商店街の西側部分へと導く、また海洋堂Space Factoryなんこくに來られた観光客を後免町商店街の東側部分からシンボルロードを通過して後免町商店街の西側部分へ導く誘導サインの設置も必要と考えておりますので、令和5年度から作成予定のサイン等の設置計画におきまして、どのようなサインがよいか、検討してまいりたいと考えております。

中心市街地振興協議会が策定しました中心市街地振興計画アクションプランは、当然ながら西側部分も含めた中心市街地後免町商店街の活性化を図るものでございますので、令和5年度以降も引き続き活性化を図る取組を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 西側の部分についてもいろいろと計画されてるということで、誘導サインもというようなお話もありました。それでも、やはり何か西側部分が別個のような印象は拭き切れないというふうに思います。交差点の問題が全てでありますけれども、ちょっと交差点の問題につきましては後ほどまた別の項目で触れさせていただきます。

もう一点、先ほどアンパンマンの石像、やなせたかしロードの話をしましたけれども、議員説明会のときにも指摘させていただきましたが、商店街についてはやなせたかしロードを前面に出してPRしていくべきではないでしょうか。海洋堂のオブジェの案もありますけれども、いろいろ混在して、どっちつかずになると思います。後免町はやなせたかし先生が幼少期を過ごされた場所であり、香美市香北町がしているように、南国市だってやなせ先生のゆかりの地なのです。せっかくアンパンマンの石像もあるのに、これを押し出していかない手はないと思います。後免町商店街のゾーンだけではなく、この構想全体にやなせ先生のイメージを生かしていくのがよいと私は思います。

実際この構想のスタートとなる後免駅ですけれども、あそこにはごめんえきお君が乗客を出迎えています。そういったことで、やなせたかし先生を前面に出していくということについて、市長、いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 西山議員のおっしゃるとおり、もう既にアンパンマンの石像が配置され

たやなせたかしロードでございますので、やはりやなせたかしロードを前面に押し出した構想ということも考えていくのがよいのではないかと考えております。

やなせたかしロード以外のゾーンにつきましても、西山議員の御提案も参考にしながら、今後具体的な配置等につきましても考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ぜひやなせ先生を生かすことを考えていただきたいというふうに思います。後免町商店街の質問は、ちょっとここで一旦置いて、後ほど別の項目で改めてさせていただきます。

次に、大篠公民館についてお伺いします。

昨年4月から、地域交流センターM I A R E！が完成して、利用が開始されて、大篠公民館も新しい施設が利用できるようになりました。駐車場も今月中に仕上がって、5月にはグラウンドオープンとなる運びです。本格的に利用できる施設となります。大篠公民館も新しくなって、大篠地区の方々も大変喜んでおるところです。

市民の皆さんも、新しい施設ができて利用される方が非常に多くなって、担当の方はとても忙しくされているようです。利用率が上がることは大変喜ばしいことなのですが、一方で大篠地区の方々にとっては、他の地域の方々の利用も多くなり、中央公民館との合築の弊害といえますか、困惑することが多々あります。

何点か申し上げますと、まず1つ目に多目的室、会議室ですが、急遽ここを利用したいときに、先に予約が入っているため使えない。2つ目に、これまでは公民館の鍵を預かっていましたが、今は地域交流センターと一体となっているため鍵を預かっておらず、M I A R E！の閉館日、閉館時間は利用できない。また、3つ目に利用方法について、旧の公民館のときにはできていたこと、ほかの地区公民館でもできていることが、例えば飲食や火気の使用を伴うことなど、いろいろと制約がかかって、そういったイベントの開催が難しい、そういったことがあります。執行部の方はある程度分かっていると思いますけれども、とにかく利用しづらくなったというのが、皆さんの多くの声です。今年度は、まだプレオープンという状況ですけれども、来年度から本格的に開館となります。

そこで市長にお伺いします。

大篠公民館の利用について、できるだけこれまでと同じように利用したい、ほかの地区公民館と同じようなことがしたい、これが大篠地区の皆さんの声です。市長の見解をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 地域交流センターの機能としましては、1階が地域交流センターで、2階が大篠公民館ということになっております。

私も建設前から、地域の皆様、大篠の地区の皆様のところへ、その会へ行ったときに、やはり2階は大篠公民館が移ってくるスペースですというような説明もしてきた経緯もございまして、2階部分につきましては大篠地区の公民館事業を優先的に利用できるような運営をしておりますが、サークル活動につきましては今までのような利用ができていないということもお聞きしております。開館したばかりということもありまして、何かとそこあたりが行き届いていない点があるかもしれませんが、今後大篠地区の利用者の皆様の御意見をいただきながら、これまでと全く同じというわけにはいかないかもしれませんが、大篠地区にできるだけ配慮した運営方法の見直しも行ってまいりたいと考えております。

公民館の鍵につきましては、地域交流センターの中に公民館機能がある関係で、地元にお預けすることは難しいと考えておるところであります。閉館時には機械警備を行っているということですので、御理解いただきたいとお願いいたします。

イベントの開催につきましても、できるだけ地元の皆様の御要望に沿えるような対応を考えていきたいと思っておりますので、今後も担当課と調整をしていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 私が今上げた3点については、不便になったという声の一例でございます。来年度本格的な開館ということですので、ぜひ大篠地区の地元の公民館として利用しやすくなるように、御助力をお願いしたいというふうに思います。

そもそも現在利用されている方々に限らず、市民の皆さんはM I A R E！には大篠公民館があるということをどれだけの方が御存じかなというふうに思います。境も分かりづらいし、目立つ看板もありません。あるのは壁画の下のところと、出入口、玄関口に大篠公民館という小さな文字があるだけです。そのあたり、担当の三木副市長、どのように考えておられますか。

○議長（浜田和子） 三木副市長。

○副市長（三木敏生） 大篠公民館の表記につきましては、議員のお話にありました2か所に地域交流センターと並記する形で表示をしております。また、現在は交流ロビーの階段の側面にも、2階は大篠公民館であると、そうした表示を行っておるところでございます。また、市のホームページにも、2階は大篠公民館であるという表示を掲載をしておるところござい

す。

いずれにしても、地域交流センターは、ホール、そして大篠公民館、この2つの機能を兼ね備えた複合施設ということでございますので、そうした施設の意味合いというものを、今後より多くの市民の皆様の方に周知を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 今、道路もやってるし、駐車場もやってるということで、完全に完成したらどんなになるか知りませんが、今の状況では大篠公民館というのは全く目立たない状況ですので、よろしくお願ひしたいと思います。階段のところのことも言われましたけれども、あれは運営審議会で出された要望を急場しのぎに作ったもので、もっとかっちりとした看板にさせていただきたいというふうに要望したいと思います。

次に、2項目めの市民の安全・安心について質問します。

まず、街路灯、防犯灯についてですけれども、前回の12月議会でも質問しましたが、なかなか前に進まないのので、今回も質問させていただきます。

まず、一般の防犯灯についてですが、補助要綱について前回の答弁では、LED照明灯の価格も下がり、補助率が上がっているの見直しは行っていないとのことでした。けれども、地元からは、この物価高で、またLEDも値上がりしていると、ある地区の代表の方からは、うちは人口も多く、防犯灯の数が違うと、地元の負担が大きいので、何とかしてほしいという御意見もあります。

そこで、改めてお伺いしますが、LEDが値上がりしている、あるいは防犯灯が多くて地元負担が大きい、こういった声について、前回の質問からあまり時間もたっていませんけれども、現行の要綱の見直しは検討されましたでしょうか。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） LED式照明器具設置工事の費用に関する補助金増額の見直しは行っておりません。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 地元の方からの意見が、御要望がいっぱいありますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

ところで、現在の補助要綱、補助金要綱は、交付申請に当たって、添付書類に電柱番号の分かるものとあります。つまり既設の電柱に架設する場合に限られるということだと思います。私はこれまで再三指摘させていただいたのは、新たに支柱、ポールから設置する場合の地元負

担を軽減してほしいということですが、この点については検討していただけでしょうか。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現行の補助金交付要綱に、新たに防犯灯ポールの設置に関する種別を追加いたしました。ポールのための単独設置ではなく、LED式照明器具付の一式工事として、1か所8万円を限度に補助する内容となっております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ありがとうございます。

新たに制度をつくってくださったということで、一歩前進したという思いです。

けれども、8万円が上限ということで、それでもまだまだ地元の負担は大きいものがあります。地元が現実に対応できるのはちょっと分からないかなというところですが、絵に描いた餅にならないようになればいいのかなと思います。

そもそも現在の防犯灯に対する対応は、防犯灯の設置を地元が要望、申請すれば補助金を出すというもので、設置後の維持管理も補助金要綱に補助事業者、地元ですが、補助事業者は設置した防犯灯施設については、自己の費用をもってこれを適正に管理しなければならないとあり、この条文からは責任は地元だよと読めます。

また、維持費及び電灯料金は、補助事業者が負担しなければならないとなっております。前回の議会の答弁では、経費の2分の1程度の地元負担で設置できるようにということでした。つまり言えば、金は半分出しちゃるき、欲しかったら、あとは自分らで何とかしいやと、そういう感じがします。けれども、市民の安全・安心という行政の大きなテーマからいえば、地元で責任を負わせるのではなく、市が責任を持って設置すべきではないでしょうか。そして、設置後の管理についてを地元組織に委託するとか、そういう考え方の基本、市の姿勢をスタートから変える必要があるのではないかと思います。市長はどのように考えられますか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 現在、市では1,704灯の防犯灯、街路灯を管理しております。一方、各地域で設置、管理していただいている防犯灯も市内に多く存在しております。市としましては、防犯灯設置の考え方として、市民の安心・安全の確保には地域との協働の取組が必要であると捉えており、地域が設置する防犯灯の財政的な支援を行ってまいりました。特に設置に関しましては、どこに設置するかなど、地域で調整いただくことがスムーズな設置に向け、必要なこととありますし、また地元で設置いただくほうが、地元の意向に沿ったきめ細やかな必要箇所

への設置が可能となると考えております。

財政支援におきましても、先ほど危機管理課長がお答えしましたとおり、今般補助要綱の見直しを行い、支柱から新たに設置する場合におきましても補助対象にするなど、補助の拡充も進めております。ぜひ御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 市全域ではかなりの数があつて、数が多いということも分かりますし、今言われたように地域の事情に詳しい地元との協働というのは大切であり、当然地元の意見も反映させるべきであります。けれども、地元との協働といえば聞こえはよいのですが、やはり市として、市民の安全・安心のために責任を持っていただきたい。だから、市が設置に責任を持って、管理を地元へ委託するというような方法もありはしないかということでは言わせていただきました。善処を再度お願いしたいと思います。

次に、後免町商店街の街路灯について質問します。

先ほどのシンボルロードの質問とも関連しますが、後免町商店街の街路灯、いわゆるスズラン灯ですけれども、これについては商工会が設置したもので、維持管理を地元の後免支部が行っております。商工会は、老朽化による倒壊の危険性も考えて撤去の方向性ということで、四国電力も撤去すべきだと言っているようです。この3月をもって契約の打切りが検討されていると聞きました。1本につき3万円の補助をもらって付け替えるかなどの対応も考えられているようですが、やはり地元もこれ以上負担するのは厳しいということで、商店街の明かりが消えるという、せっぱ詰まった状況にあります。

シンボルロード等基本構想による商店街の整備の完了は、令和9年度になるということですが、それまで何とかならないかというのが地元からの、そういった要望もどうか、相談もあつていると思います。

そこでお伺いしますが、この後免町商店街の街路灯について、市としてはどのように対応されようと考えていますか。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 後免町商店街の街路灯につきましては、南国中央地区都市構造再編集集中支援事業を活用し、市が令和8年度から令和9年度までの2か年で整備する計画となっております。このシンボルロード基本構想により設置いたしました街路灯の電気料金につきましては、本市が負担したいと考えております。

整備が完了するまでの間の街路灯につきましては、今後南国市商工会、それと商工会の後免

支部及び本市で協議の場を持つことになっておりますが、これまで御負担いただいておりますスズラン灯に比べ、LED照明灯を設置すれば電気料金も節約できると考えており、本市といたしましては防犯灯の補助金の活用をお願いするところでございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 令和8年度から9年度に市が整備するということですがけれども、それまでは今の補助金の活用をということだったと思います。

後免町商店街については、シンボルロードの構想、また中心市街地、後免町商店街の活性化という大きな市の方針もあって、特別な区域として商店街の明かりを消すことのないように市の対応をお願いしたいものですが、市長いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 後免町商店街の街路灯につきましては、先ほど都市整備課長が申しましたとおり、令和8年から9年度までの2か年で整備する予定となっております。その街路灯の電気料金は市が負担したいと思っておりますが、新たに街路灯が設置されるまでの間の商店街の照明につきましては、やはり防犯灯の補助金を活用して設置していただきたいというように思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 令和8年度から9年度にかけて市が整備して、市が管理するので、電気料もそこから市が負担すると、大変ありがたい話だというふうに思います。けれども、整備するといっても、それは令和8年度、9年度っていったら、4年、5年先の話です。さきに申し上げましたように、地元はこの4月からの対応に苦慮しているのです。商店街の明かりを消さないように、市が整備するまで、この4月から何とかしてほしい、今の補助制度の活用でということですがけれども、街路灯の付け替えの補助金を活用しても地元負担はあるし、電気料もかかるわけですがけれども、もうなかなか厳しくなっていると地元は、ということです。

そういったことで、再度になりますが、市が中心市街地活性化、後免町商店街活性化、シンボルロード等基本構想と、こういった政策として指定した場所ですので、何とかならないか、再度市長にお伺いしたいと思います。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 市がシンボルロードとして整備するこの街路灯と、現在のスズラン灯、商工会が設置してますスズラン灯の撤去ということにつきましては、それは一定分けて考えたいというように思います。

スズラン灯につきましては、そのシンボルロードだけではなく、まだほかにも残っている箇所があるわけでごさいます、やはりそのあたりも勘案し、防犯灯の活用をお願いしたいと思います。電気代等は、相当今のとこスズラン灯に比べれば安くなるというようにも思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 今もスズラン灯について、水銀灯はもう作ってないそうで、LEDに替えるということになると思いますけれども、電気料金も下がるということですのでけれども、地元の方の中には、もう消したらええわやという方もおります。そういったことで、なかなか地元が本当にこの4月から苦慮されるわけですので、ぜひこれからも引き続いて地元の方と協議を継続して、商店街の明かりをいつときも消えることがないように、何か寂しい暗い町にならないように、ぜひ御努力をお願いしたいというふうに思います。

今、市長からありましたけれども、スズラン灯についてはほかのところもあるということでしたけれども、商店街を一步出たところは今回のシンボルロードの構想から外れていると、対象外ということです。けれども、中心市街地の活性化という観点からいえば、後免町駅の周辺、あるいは県道南国インター線沿いも対象となり得るのではないのでしょうか。シンボルロードの構想からは外れていても、中心市街地の活性化というところでは対象になり得るのではないのでしょうか。後免町駅はとさでん交通のバスターミナルでもありますし、ごめん・なはり線から路面電車に接続する結節点でもあります。少し先には、海洋堂Space Factoryもあるわけです。そこを通るのは、何も地元の人ばかりでなく、一般の方々が通行しているので、それを地元だけで負担するのはなかなか大変なことです。そのことについて、市長はどのように考えられますでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） シンボルロード等の基本構想につきましては、先ほど西山議員からも海洋堂Space Factoryなんこくということがお話に出たとおり、JR後免駅から後免町商店街を通過して、海洋堂Space Factoryなんこくまで歩くというイメージを基本に、その構想を立てておるところでございます。

この構想につきましては、Aゾーン、Bゾーン、Cゾーンと3つのゾーンにそれぞれ分けて、市民の皆様からアイデア募集やシンボルロードの検討会、ワークショップ、御意見、御提案をいただいてきたということでごさいます、この2年間ずっと今のAゾーン、Bゾーン、Cゾーンの基本構想の範囲内で検討してきたという経緯がございます。そういったことを踏まえ

して、やはり基本的にはその基本構想ではもうシンボルロードは今の場所で考えたいというように考えておりました、それ以外のところは今回の構想にはなかなか入れがたいというところがあるということをお理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 先ほどからなんですが、シンボルロードの構想から外れても、中心市街地ということではやはり町駅なんかは本当に中心市街地の部分で交通の要衝の部分ですので、そのあたりも考慮に入れていただきたいというふうに思います。私が言っているところは、県道沿いということもあって難しい面もありますけれども、ぜひそういったことも留意していただいて、中心市街地だということも考慮いただいて、前向きに検討していただくように再度お願いしておきます。

次に、信号機の設置についてお伺いします。

これも再三質問してきましたけれども、信号機の設置は県警の権限なので市では決定できないということで、なかなか解決しません。何度も指摘してきましたが、都市計画道路高知南国線が第3工区まで完成して、供用開始となって、県道南国インター線との交差点に信号機をとお願ひしてきました。

昨年の9月議会の建設課長の答弁では、現在後免東町の交差点が整備されており、令和5年度の完成後はあそこの信号機が今の点滅から一般の信号になる予定であること、そしてそこから80メートルしか離れていないので、警察庁の定めている設置基準150メートルの半分で、信号機は設置できないとのことで、県警からは高知南国線が大津バイパスまで延伸したときに再検討するというようなことでした。

しかしながら、あの交差点はもう御存じのとおり、本当に見通しが悪く、特に東西から、あの場合、東から特にそうですけれども、横断歩道を越えて車道ぎりぎりまで行かないと左右の北から来る車が確認できないと。現に、こう言ったらなんですが、パトカーもあの歩道上に止まって、後から入ってきた歩行者の邪魔になるというふうなことがあるので、警察の方にも伺ってみたいと思うんですけれども、なかなか難しいところはあると思っておりますけれども、市としては今のあの交差点の現状をどう捉えているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 建設課長。

○建設課長（濱田秀志） 交通量が多く、歩行者が渡れずに困っている姿をよく見かけます。自動車ですと、特に東西の一時停止からの交差点への進入には、南北の交通車両や歩行者、または自転車などの確認すべき事項が多過ぎ、1つでも見落とすと事故につながりかねない交

通の難所と認識しております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 今、建設課長が言われたように、東西から出てきた場合に、歩行者、自転車の確認をするのに、両側、南北東西8つのところを確認せないかと。時々無謀な方もいますけども、ほとんどの方があそこをもうそろそろ行きゆうというような状況で、かえって交通にとってどうなのか、安全にとってどうなのかというふうに思います。やはり私は、信号機が必要だと思います。

なかなか難しい課題かというふうには思いますけれども、これはもう質問というよりも要請になると思いますが、県警とも関係があって難しいと思いますけれども、県警が将来にわたる道路整備による通行量の見通しも考慮しなければならないというようなことも言われていると聞きましたが、警察が言ってるから仕方がないではなく、南国市としては、現状では市民の安全のためにもあの交差点には信号機が必要だと、こういう姿勢を強く示していただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） それは、もちろん子供たちの横断ということもありますし、信号があつてほしいと思うところでもございますので、これから学校関係者等とも協力しながら、そういう要望ということは行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ぜひよろしくお願いします。

次に、シンボルロードの質問でもありましたけれども、都市計画道路南国駅前線と後免町商店街の交差点についてです。

あそこの交差点には信号機をつけることができずに、都計道路に中央分離帯を設置して、完全に渡れなくすると、そういう計画のようで、地元説明会で私も伺ったんですが、県警本部の方が、警察庁の信号機設置基準や渋滞を招くというような周辺の通行量状況なんかを理由に、どうしても信号機は設置できないと、北に数十メートル行ったところに、新図書館の入り口に横断歩道を設置すると、信号機もつけるというような計画だと聞きました。自動車の通行が何か優先されて、そういった計画のように県警の方の説明では感じました。

そして、信号機がないので横断歩道もできない。そこを渡る人がいたら非常に危険なので、中央分離帯で完全に閉鎖するというこのようです。そういった説明でしたけれども、県警の方、土佐道路で中央分離帯を空けているがために死亡事故が起きたと、こんなことまで言われ

ました。そう言われたら何も言い返せないというような感想を、地元の方も憤慨しておりました。

では、今の計画が歩行者にとって本当にどうなのか。信号機ができなければ横断歩道もできない、横断歩道ができなければ人が渡れない、歩行者は新図書館の入り口か、電車通りか、どちらかの横断歩道まで回らなければなりません。たかが数十メートルですけども、されど数十メートルです。御高齢の方などにとっては、大変な遠回りです。遠回りが大変なので、つい無理に渡ってしまうという人が出ることも想像されます。余計に危険ではないかというふうに思っています。

仮にも横断歩道があつたら、歩行者優先で車は停車しなければなりません。県警の説明を聞いていると、交通渋滞の解消が優先されているように私は感じました。何が大切なのかということを変更して考えたいというふうに思っています。

商店街も分断されます。地元の方が言ってましたが、氏神様である日吉神社のお祭りでは、みこしも商店街を通りゆうとのことです。だから、後免を潰すのかという厳しい御意見が出てくるというふうに思っています。

シンボルロード構想、そしてこの交差点の計画では、都市計画道路の西半分が排除されてるとしか思えません、先ほども言いましたけれども。市には権限がない問題を伴っておって、苦渋の選択を迫られたと、市長も言われておりましたけれども、まちづくりも含めて、あの交差点についての市長の見解をお伺いいたしたいというふうに思っています。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほども御答弁したところでございますが、先ほど西山議員が言われるとおり、後免町商店街は地元住民の方が自由に行き来する道であり、通学路であり、日吉神社の参道でもあり、多くの市民の皆様にご利用されている日常の市民生活には欠かせない中心市街地の道であります。そのため歩行者等が安心・安全に道路を横断できるように、後免町商店街との交差点につきましては、道路設計当初からずっと県警に信号機と横断歩道の設置を要望してまいりました。

今年度になりまして、先ほども申しましたとおり、県警から商店街交差点への信号機の設置はできないという方針が示されまして、そのことを後免町町内会会長会にお伝えしたところ、信号機設置の要望書への署名活動をしていただき、令和4年10月4日には私も同行し、後免町町内会会長会の3名の方と県警本部を訪問しました。370名分の信号機設置の要望書を県警本部交通部長にお渡しし、信号機の設置を切に要望してきたところであります。

しかしながら、県警からは、やはり検討した結果、信号機設置の指針の必要条件全てを満たしていないことから、商店街交差点には信号機の設置はできないとの回答があり、その代わりと言ってはなんですが、新図書館前交差点なら信号機と横断歩道を設置することは可能であるという提案があったところでもあります。商店街交差点に信号機の設置ができないと、交差点の中央分離帯を空けたままの状態にしておくという状態では、非常に危険であると考えられます。

もし、先ほど西山議員のおっしゃったとおり、今までの事例があったということでございますが、道路を横断しようとして痛ましい事故が発生してしまうと、元も子もないということでございます。本市といたしましては、苦渋の選択でございましたが、歩行者等の安全を考慮し、新図書館前の交差点に信号機と横断歩道を設置する提案を受け入れざるを得ないということになったところでもあります。商店街を分断することになり、大変御不便をおかけすることになります。

また、商店街交差点には中央分離帯を設けて、歩行者の皆様方が危険な状況が発生しないよというということで対応していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたく、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） もう何遍も同じことを言うてもいけませんので、それとここで警察への文句を言うてもいけませんので、あれですけれども、市民の安全と言われたら、もう致し方がないというふうには思います。

市長も、地元の方々と一緒に県警本部まで行って要望されてきて、署名も添えて行ったそうですけれども、それでも県警がオーケーと言わなかったということで、市長も苦渋の選択を迫られたというふうに思います。こういった状況も踏まえて、今後なお一層後免町の発展と申しますか、活性化に向けて御努力をお願いしたいというふうに思います。それは街路灯も含めて、再度お願いしておきます。

次に、3項目めの子育て支援について質問します。

まず、市営住宅への入居についてです。

政府は、住まいの確保に困る低所得の子育て世帯を支援するために、子育て世帯が公営住宅へ優先的に入居できる取組を拡大する方針を決めたということです。国土交通省は、その対象事例として、小さな子供のいる世帯や多子世帯を上げているようです。

そこで質問ですが、南国市における市営住宅の入居の募集について、その選考に際して当選

率を上げる加点といいますか、有利にする基準にはどのようなものがあるのか、特に子育て世帯に関してはどのような項目があるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） お答えいたします。

選考の抽せんは、抽せん番号を記載した球を回転抽せん器に投入し、抽せんしています。球数は抽せん者全員に最低1点ありますが、優遇措置として4点を限度に、条件によって球数を加算しております。その条件は、心身障害者世帯、高齢者世帯、原爆被害者世帯、引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、連続落選者、DV被害者世帯、子育て世帯、独り親世帯について、それぞれ1点となっております。

優遇措置対象世帯のそれぞれに判断の基準はありますが、子育て世帯については就学前児童を含む世帯とし、独り親世帯については23歳未満の同一生計の子を含む独り親世帯としております。西山議員のおっしゃる子育て世帯に対する選考加点項目は、子育て世帯及び独り親世帯がそれに当たるものと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 子育て世帯への加点もあるということですが、政府は子育て世帯を優先する対応、これを公営住宅を運営する自治体に促すということですが、そのような通達などは来ているのでしょうか。もし来ていたら、その内容を聞かせてください。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 通知、通達については、昨日時点で来ておりません。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） まだ国のほうからは正式な話が来てないようですけれども、近いうちに来るのではないかなというふうに思います。

では、国からそういった要請があった場合に、南国市では具体的にどのようなことが検討できると思われるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 現行の就学前児童のいる世帯の範囲を広げることは可能であると考えておりますが、具体的にどの範囲まで広げるかについては、通知通達内容を検討の上、判断することになるかと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 通達が来ないと中身が分からないということだと思いますけれども、来

たらそういった部分でも、また検討していただきたいと思います。

ところで、斉藤国土交通大臣は、入居する子育て世帯は子供の成長に伴って入れ替わることが想定され、入居を一定期間に限ることを検討する方針を示しているとのことです。その期間や子供の上限年齢などは、まだ今後の課題のようですけれども、子育ては決して短期間ではないし、一定の基準をつくって、その基準から外れたら、もう住宅を出て行ってください。そう言われても、引っ越し先の住居を構えるのには、肉体的にも精神的にも、そして経済的にも負担がかかってきます。そういったことも十分に考慮の上で制度設計をお願いしたいというふうに思います。

なお、そのあたりも含めて、何かお考えがあればお伺いしたいですけれども。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 現時点で通知通達が来ていないので何とも言いにくい部分はございますけれども、来た場合にその内容を検討の上、それに合わせて適切に判断することになるかどうかと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 通達が来てから、いろいろまた考えていただきたいというふうに思います。

最後に、予防接種についてお伺いします。

午前中の今西議員の質問でコロナの関係のことがありましたけれども、コロナのワクチンについても、一部自己負担になるということです。来年、1年は今の状態を延長するということですけれども、今後は定期接種化して、その中でも自治体が無料にできるA類と、自己負担が必要なB類があって、どちらにするか、今後の検討ということです。

ところで、この予防接種法に基づく予防接種は、幼少期に集中して接種する必要があります。私がよく子供を公民館などに連れて行って、受けさせていました。いわゆる集団接種でしたけれども、今は医療機関で接種するようになってるようですけれども、私の子育て時代からそうでしたが、市役所から接種の案内と接種券が郵送されてきました。困ったのは、当時は接種する日時と会場が指定されていて、当日発熱などで体調を崩して打てなかった場合に、次に受けるべき別の接種に影響が出て、とうとう期間内に打てなかったというような思い出があります。

そこでちょっとお伺いしますが、子供への予防接種については、対象者にどのように周知徹底と接種管理の支援をしているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 子供への予防接種につきましては、生後2か月から7歳6か月までに受けていただく全ての予防接種の予診票をつづった予防接種手帳を、生後5週間までに郵送、または助産師や保健師が新生児訪問時に手渡しをしています。

その後、4か月児健診、10か月児健診、1歳8か月児健診、3歳6か月健診の際に接種状況を確認し、未接種のワクチンがある場合は、接種勧奨及び指導を行っています。国の指針により、95%以上の接種率の達成が必要な感染力の強い麻疹、風疹につきましては、対象期間の終了が近い未接種のお子さんの保護者に勧奨はがきを出しています。それでも接種をしていない方につきましては、地区担当の保健師が電話による勧奨を行っています。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 私の子育て時代と違って、かなり行き届いた接種勧奨が行われているようで、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。今言われた予防接種手帳というのは、本当によくまとまっているもんだなと私も拝見して思いました。

ところで、私が経験したように、対象時期を逃すと、無料となっているA類疾病の予防接種も自己負担がかかるようですけれども、これへの助成は検討できないでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 接種対象年齢は予防接種法で定められているため、接種対象年齢を過ぎた場合は任意接種となり、費用は自己負担となります。ただし、免疫疾患等で長期にわたり定期接種を受けられなかった場合は、対象年齢を超えても定期接種の機会が確保され、公費負担で接種できる場合がありますので、御相談いただければ対応いたします。

予防接種には、その病気を予防するための標準的な接種時期が認定されています。決められた時期に必要な予防接種を受けていただくようお願いいたします。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 予防接種法に基づいて行っているんで、自己負担がかかるというのは分かっている話ですけれども、自己負担は支援できないかということについてお伺ひいたしました。今は病院で接種できますので、主治医のところでも接種できますので、そういった意味では、お医者さんもしていただけるのかなというふうに思います。そういった意味では、かなりよくなっていると思いますけれども、ぜひ南国市独自にそういった、どうしても受けられなかった場合の支援の方法も考えていただけたらというふうに思います。

最後に、3学期になってインフルエンザが拡大して、学級閉鎖とか学年閉鎖も起こったと思いますけれども、現在自己負担になっているインフルエンザについて、同僚議員の指摘もあつ

て、来年度から18歳までを対象に1,000円の助成が行われるということが、今回予算で提案されております。そこを一部と言わずに、無料化できないかということを考えるわけです。

インフルエンザは、学級閉鎖だとか、学業面への影響も多いですし、南国市では中学校卒業まで医療費も無料化されてます。これと横並びにできないかなというふうに思うわけです。施政方針で市長は、少子化対策、子育て世帯への支援は喫緊の課題であり、積極的に取り組むとも言われました。そういった意味で、この質問は担当課長というよりも、市長にお答えいただきたいと思えますけども、市長いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） インフルエンザの予防接種の助成につきましては、今まで議会でも御要望があったところございまして、今回18歳になる年度までのお子さんに対して、1回につき1,000円を助成するように、来年度当初予算へ盛り込んでおるところでございます。インフルエンザ自己負担額につきましては、医療機関によって異なるということもあり、どのように公費負担をすることが望ましいのか、子育て世帯への支援の在り方も踏まえて、今後も検討していきたいと思えます。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 今後検討していただけるということですので、今回初めてそういったこともされるということで、市長の御努力も本当に感謝するところで、ただこういったソフト事業ってというのは、建設事業と違って一回始めたら、もう恒常的に予算が必要になるわけで、市長も慎重に判断せないかんというふうに思いますが、なお御検討よろしくお願ひしたいというふうに思えます。

以上で今議会での私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浜田和子） 10番西川潔議員。

〔10番 西川 潔議員発言席〕

○10番（西川 潔） 私のほうからは市長の政治姿勢ということで、市街化調整区域の活用と上倉、瓶岩地区の対策という2点の質問をさせていただきたいというふうに思えます。よろしくお願ひいたします。

市街化調整区域の件ですが、平成29年12月の議会で、南国市は市街化調整区域の立地基準について条例を制定をし、平成30年4月より南国市条例と高知県開発審査会の活用による開発許可行政を開始をいたしました。間もなく5年が経過をするわけでございますが、切望していた内容とは少し違った、当初に南国市から議会筋へも提案のあったものよりも後退をした内容で

もありました。この間、令和2年10月20日に、開発許可基準の規制緩和に関する検証ということで、都市計画法の申請件数の推移等について担当課よりも報告がありましたが、またここで改めてお聞きをします。

規制緩和後の開発相談件数、申請件数、許可件数、規制緩和によるものと区別をしての件数をお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 規制緩和後の開発相談につきましては、記入漏れ等もあり、必ずしも正確な数字であるとは言えませんが、集計いたしますと、平成30年度、700件、令和元年度、587件、令和2年度、643件、令和3年度、751件、令和4年度、793件、これは見込みでございます。令和元年度から年々増加をしております。

続きまして、申請件数と許可件数につきましてでございますが、許可の見込みがあると判断された後に許可申請されますので、申請件数と許可件数は同数でございます。平成30年度は、許可件数75件、うち新立地基準によるものは26件、令和元年度許可件数88件、うち新立地基準によるものは40件、令和2年度許可件数88件、うち新立地基準による許可件数は45件、令和3年度許可件数104件、うち新立地基準によるものは56件、令和4年度2月17日現在でございますが、許可件数100件、うち新立地基準によるものは36件、合計で455件で、そのうち新立地基準によるものは203件、率で44.6%でございます。許可件数につきましても、平成30年度から増加をしております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 規制緩和前の件数というのは、少し都計課のほうで私もお聞きしましたのは、規制緩和後、格段に件数も増えていると、相談件数も増えとると。一応申請要件が整った件数が申請件数ということになっておりますが、その7倍から10倍あまりの南国市への住宅建築や、南国市の調整区域への住宅建築や事業所の移転、新設の希望があったということで、今南国市が大きな行政課題となっております人口増、働く場所、税収等の宝の山を、私に言わすと見捨てていたと、このように思います。都計法施行から50年ですか、その間に多くの大事なものを見過ごしてきたというふうにも思うわけでございます。

そこでお聞きをいたしますが、令和2年以降の人口動態ですね、調整区域、市街化区域、市外、市内からの人口の動態、このようなものについてお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 令和3年度までの人口動態調査の結果につきまして御答弁いた

します。

市街化区域全体の人口推移につきましては、令和2年度の人口1万9,514人、令和3年度の人口1万9,487人で、令和2年度までずっと増加し続けておりましたが、令和3年度は27人減少しており、初めて減少に転じました。その原因につきましては、社会減と転居減によるものでございます。

市街化調整区域全体の人口推移につきましては、令和2年度の人口2万5,941人、令和3年度の人口2万5,621人で、令和3年度は320人減少し、こちらはずっと減少し続けております。その原因につきましては、自然減と社会減の両方が継続しているためでございます。

次に、市役所周辺の中心拠点の居住誘導区域内の人口推移につきましては、令和3年までずっと増加をし続けておりますが、緑ヶ丘の地域拠点の居住誘導区域の人口推移につきましては平成29年度からずっと減少しておりまして、居住誘導区域全体でも、これまで増加し続けておりましたが、令和3年度は減少に転じております。

集落拠点周辺エリア全体の人口推移につきましては、令和3年度までずっと減少を続けておりますが、令和元年度の人口1万5,085人、令和2年度の人口1万4,865人、令和3年度の人口1万4,783人で、減少率は鈍化しております。令和3年度は82人の減少にとどまっておるところでございます。

地区別の集落拠点周辺エリアの人口推移につきましては、岡豊地区の令和元年度の人口2,590人、令和2年度の人口2,584人、令和3年度の人口2,628人で、令和3年度には44人増加しております。長岡地区も、令和元年度の人口1,149人、令和2年度の人口1,148人、令和3年度の人口1,203人で、令和3年度には55人増加しております。また、日章地区も、令和2年度までずっと減少し続けておりましたが、令和3年度は2人増加をいたしております。しかし、今その他の集落拠点周辺エリアの人口につきましては、減少しております。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 南国市の人口減少が続いている中で、市街化区域は、緑ヶ丘は別として、ほぼ変わらない。緑ヶ丘は、ああいいう新興住宅地のどことも新しくできた団地というのは、年とともにやっぱり人口が減っていくというのはございまして、また別途の対策も必要だというふうに思うんですが、一応コンパクトシティーの事業にもかなっている状況だと、人口動態として。規制緩和による調整区域人口は、減少が鈍化しているということと報告があったというふうに思います。

そこで、南国市の開発行政に対しての体制ですね、相談への予約制度のようなものをつくっ

たというようなことも言うておりましたが、県の派遣職員が撤退後には予約日が2週間後と言われるなど、大変遅い状態があったというようなことも聞いております。いろんな苦情を耳にもいたしましたが、開発申請、相談に係る業務に対して、担当課での対応状況と課題をお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 現在開発等の相談につきましては、相談件数の増加に伴いまして、令和2年度より予約制とさせていただいております。相談者の方には事前に電話等で予約をお取りしていただいております。御予約いただく際には相談時、相談が円滑に進むよう、相談者の方には土地の全部事項証明書や公図等を御持参していただくようお願いをしております。

マンパワーが不足している中、申請及び相談件数は年々増加しているほか、近年では判断が難しい案件、特に技術基準に関しましては経験と知識が豊富な土木技師がいないため、回答までに1か月から数か月を要するような大変規模の大きい開発相談も急激に増加している状態が続いております。相談の予約を取りたくても、一、二週間先まで予約が取れないこともしばしばあることや、相談者への回答の遅延など、相談者の方から多くの苦情が寄せられている状況でございます。苦情のありました相談者には、開発系の現状を丁寧に御説明し、御理解をいただいているところでございます。

このような状況の中、係員は勤務時間中は相談者の相談に対応し、勤務時間後は相談記録の作成や提出されました書類のチェック、整理など事務処理を行うとともに、相談事案に対する回答の検討を行っており、係には非常に大きな負担がかかっている状況でございます。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 私が知っている範囲でも、久礼田地区の住宅団地や食品加工会社、それから国分地区に至りましては、もう6年も7年も前からこの開発相談をしていると。そしてまた、岡豊地区でも輸送基地2か所が、もう3年ほど前から手付金も支払って、できるかというようなことを、できるかできないかということを皆さん地域の方がいろいろ心配をしているわけですが、こういう開発申請に絡む課題、これについてどのように今後取り組んでいくつもりですか、お聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 開発系の現状の改善に向けまして、開発許可事務を行っている他市への視察を行いまして、聞き取りを行っております。本市においても他市の先進事例を参考にしながら、業務の簡素化や効率化を図れないか、現在検討しているところでございます。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 先ほど言いました久礼田とか国分、岡豊地区の開発申請についての問題点についてもお答えください。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 久礼田、国分、岡豊地区は、南国インターチェンジ及び高知大学医学部の周辺地区に位置し、国道32号や国道195号の幹線道路が通っているほか、本市の都市計画マスタープランにも産業立地検討エリアに位置づけをしている箇所も多く存在している地域でございますので、津波浸水区域からの移転など、大きな開発の相談が非常に多い地域でございます。

一方、この地域は大部分が市街化調整区域であり、農地も多く存在しているほか、民家も点在している地域でもございます。そのため事業系の建築物を建築する場合には、騒音、排水、排気、粉じん、悪臭など、周辺環境に影響を与える可能性がある場合には、周辺の土地利用に照らして支障がないと判断できるかが課題となっております。特に事業系排水や騒音が発生する場合は、大きな課題であると認識しておりまして、慎重に判断を行っているため、想定外の時間や労力を要する場合がございます。また、そのほかでは農地が広がっておりますので、農地転用が難しいという課題もございますようです。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 特に先ほど答弁の中にもありましたが、農地転用のハードルが高い課題がある、開発区域ゾーンの指定の明確化などを行い、この農地転用のハードルを何とかクリアできる、このような展望はないのか、お聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 私の知り得る限りでは、そういったのではないというふうに思っております。ただ、1種農地でありましても、運輸業などの場合は転用の許可要件がございます。それ以外の製造業とか、それから卸売業という場合には、なかなか雇用協定を締結する以外は、農地転用の許可要件ほとんどないというふうに思われますので、立地は困難であると思っております。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 開発行政の課題の中に、なかなか人、組織の中の人のマンパワーが少ないという問題が出てまいりましたが、市の職員も初めからプロではないわけですし、なかなかこの仕事にはかなり専門性も要するということにもなるわけです。この解決策としては、当初

は県の職員を派遣をいただいて、こなしていたようなこともあるわけですが、今後市長はどのようにここら辺を迷惑をかけないような形でやっていくのかと、申請者に、少しその部分についてお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） その開発申請の受付相談事務につきましては、かなり利用者の皆様をお待たせしているというような声は聞いておるところでございまして、それに対応するにはやはり人を拡充するしか手はないところであります。ただ、すぐに人は育たないということもありまして、それなりの準備も要りますので、人をとにかく配置するしか手はありません。

ただ、職員全体的に十分な人数というところも非常に厳しいところもございまして、その全体の職員配置のことも考えながら、職員の充実ということを図っていくしか、今のところ手がないところでございます。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） ぜひ専門的な方を雇用するなどして、対策に当たっていただきたいということをお願いをしたいというふうにも思います。また、業者にも迷惑をかけるということと、市の発展にも関することでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

新たな規制緩和がされまして、当時、規制緩和の中で地目が雑種地には住宅が可能だということで、この5年間の間に私の近辺でも随分家が建ちました。私、岡豊地区でございまして、報告があったように人口も増えている状況にあるということで、私も大変うれしく思っているわけですが、私の生活をしている笠ノ川を見てもみますと、私が40年ほど前に現在のところに山のほうから転居をしてきたわけです。その時分には46人の小学生がおりまして、私も少し子供大将のようなことをその地域のをしたことがございます。そのときを見てもみますと、私はその当時は出てきた人間でしたので、そのような、私のような所帯の子供も十数人おりました。ところが30名ほどは、その地域でやはり繰り返し世代を継いできた子供だったわけです。ところが現在、小学生が16人、笠ノ川におりますが、私、40年たちましたので私の孫も含めて16人の中で、世代変わりといえますか、中で小学生の子供がおる家が16人のうちで三、四人なんです。ほかの16人のうちの13名ほどは、笠ノ川に新しく家を建てた家の子供なんです。これは恐らく幼児も中学生も同じような状況にあると思うし、もう一つは調整区域の集落も同じような状況ではないかなというふうに思ったんです。つまり、今その調整区域の集落には、新しい人が入ってこないと子供がいない状況にあると、子供がいなくなる状況にもまたなるというふうに思ったわけです。

ここで調整区域集落への人口定着、これをするためには現在の規制緩和策ですね、地目が宅地か雑種地かでなら、その既存集落、大規模指定集落の中ですか、その中には住居の建築が可能というところを、5年もたちましたので、ぜひ次の規制緩和のときにもう始めるというか、検討する時期が参りましたので、大規模指定集落の中の農地にも住宅が建てれる、つまりもう雑種地はなくなったわけです。大規模指定集落の中の農地に家が建たすことができる、これは5年前の規制緩和案に市のほうが私どもの議会のほうへも提案をした策なんです、それが。それが後退をしたわけです。5年前には地目が宅地か雑種地なら行きますよっていう、地目というのは登記地目がね。ということで、後退をした案で今のこのような状況があるわけです。いっぱいになりましたから、次のときには大規模指定集落、その農地にも家が建てることができるという緩和策を取っていただきたい。このことについて、市長にお伺いいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 平成30年から規制緩和を行いまして、もう5年になるわけでございます、その5年がたったときに、今途中で検証もしておるところでございますが、再度検証いたしまして、その先どのような状況があつて、そういった御要望にお応えできるのかということとは検討してまいりたいと思います。

ただ、具体的にどういったことが、どういった緩和が現実的であるのかっていうことは、その内容、その今後の検討の中で話をさせていただくことであろうと思いますので、ちょっとその具体的な、西川議員の今の御要望にそのとおりにお応えできるということになるかどうかは、ここではお約束はできないんですが、そういった検討は始めるというようにお答えさせていただきたいと思います。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） しつこいようすみませんが、実は南国市は、つまり広域都市圏の中で45年につくりました。事情が違うんです、これ。というのは、当初からこの町も90%以上が市街化区域の中に人が住んでいた。それから、高知市の場合も当然そうです。香美市の場合は、山田町でしたよ、当時。その部分でも市街化区域の中に多数の住民が住んでいたという構図なんです。ところが南国市は、昭和45年の当時から市街化区域よりも調整区域のほうに倍ほどの人数が生活をしてたという事情があつたわけです。広域都市計画をつくったときに、南国市の人口分布というか、既存集落というものがどのような形であつたかということをしっかり将来を見越してそのことを反映していれば、また南国市が高知県第2という副都市として、高知県の、やっぱりその位置づけをきちっとしていたら、もう随分と南国市の現在の事情は違って

いたと私は思うんです。

何よりも言いたいのは、今南国市はそういう条件が一定そろってますので、人がおいでくれる、企業がおいでしてくれるという。南国市の発展の基はやっぱり人ですので、人がどのように住んでいただけるかということが一番の基本になるわけです。様々な南国市の振興、基本計画を立てるときにも、やはり人が私は基本になると思うんです。

先ほど私が言うたようなことも、やっぱりしっかりそのことを主張して、南国市は他市と違うんだと、南国市はこれからも、農地法も改正をこの4月1日にされて、下限面積もなくなるわけです。様々な条件は、取得については南国市の農業委員会も、就労、就業日数だとか、それに対する収入がどれくらいあるだとかというようなものをつけていくかも分かりませんが、南国らしい町をつくっていく、南国市へ来れば一定自給的な農業というか、畑もできるというような特色のある町、そういうものをつくっていくということを、市長のほうからもしっかり主張していただいて、やっぱり基は人だと、人をどのように来ていただくかということをしっかり取り組んでいただきたいということをお願いをしまして、この項については質問を終わります。よろしくお願いたします。

次に、上倉・瓶岩地区の対策ということでお聞きをいたします。

12月の議会でしたか、同僚の西本議員から国勢調査の結果、平成22年から令和2年までの10年間での人口の動態、1,318人から1,055人になり、263人減った、それとまた20%も減ったと、高齢化率も35%から46.6%に上がった。また、50年ほどの昭和45年を調べてみますと、上倉地区には1,351人、瓶岩地区には848人、合計2,199人、現在は半分以下というふうになっているわけです。

また、現代では人口だけでなく、子供が全くいない集落がもう多数できてまいりました。ひよっとすると奈路小学校なんかは、地元の子供がいない特認校になりませんかというふうな心配までする状況になっております。主たる産業である農林業も、数多くの集落で耕作放棄地が出ている現状の中、上倉、瓶岩地区の将来像、このようなものについて、市長はどのように思われているのか、お聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 北部中山間地域の上倉地区、瓶岩地区におきましては、本市面積の約47%を占め、これまで農業生産活動等を通じて、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの機能を有してきたところであります。一方で、この中山間地域では急速な人口減少や高齢化により生産活動が停滞し、集落単位での活動についても一部で困難な状況が発生するなど、

大変厳しい状況にあります。

このことから、令和5年度から新たな辺地に係る総合整備計画を策定し、地区の生活基盤を整備するとともに、移動手段の確保、充実などを図ることで、住民の皆様が安心して住み続けることができる環境づくりを進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） ありがとうございます。

施政方針の中で、市長は中山間地域においては人口減少や高齢化により、特に集落活動の維持が困難な状況になっていることから、移動手段の確保や地域での支え合いの仕組みづくりについて対策を進めるとしているが、どのように進めるのか、具体的に御説明をいただきたい。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 令和5年度からの新たな辺地に係る総合計画におきましては、引き続き瓶岩体育館への避難経路としての橋梁整備を進めるほか、令和5年度からは奈路地区の飲料水供給施設の整備に向け、実施設計に入る計画としております。

また、既存の飲料水供給施設の維持管理につきましては、高齢化等の理由により、将来的には地元住民だけでは一部で維持管理が難しくなることを想定し、令和5年度には施設の点検や清掃等の作業工程を精査した上で、デジタル技術なども活用して維持管理の負担軽減を図る仕組みについて検証することを予定しております。

中山間地域の生活の足として御利用いただいております予約型乗合タクシーにつきましては、要望の多い買物や通院により利用しやすいように、現在の5便から増便し、一部の便につきましては市中心部まで延伸することを予定しております。

一方で、産業関係につきましては、担い手の不足が一番のネックとなっており、容易なことではありませんが、地域外からの人材確保の視点も必要であると考えております。令和5年度以降も地域内に空き家活用住宅を整備することを計画しておりまして、移住者などにも地域の担い手、産業の担い手として御活躍いただけるよう、できる支援は考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 何回も何回も同じような質問をして、ほかの方も同じような質問をしても、やはり同じような答弁なんです、毎回。私は南国市の中山間地域、上倉、瓶岩という特性をやっぱり見ていかにかんがえたいと、というのは、平場に非常に近いわけです。ほかの県下の中でいっても、後免の中心部でも、30分ではまず出てこれるという、来れるような地域

にあるわけですし、また奥には清流等もある、それからタケノコ等の特産物もある、生かした取組をしていただきたいわけです。

また、西本議員も言いましたが、キャンプ地にもなり得るところもあるし、資源、自然を生かしたトレッキングのような山歩きもできるようなところもありますし、またサイクリングロードにも随分人気がある、北部のほうはあるところのようで、私が仕事しておりますもたくさん自転車で通るところでございます。

しかし、移住者だとか、それから協力支援員、そういうようなものの姿もあまり見えないし、移住者等についても、目標数、そういうようなものが一つも設定されずに来ている。どこをどのようにするのかというのは、やっぱりそういうものが要るんじゃないのかなっていうのをいつも思いゆうわけですし、スピード感も持って事に当たっていただきたいという、目標数値もしっかり持ってやっていただきたいというふうにも思うわけです。

それでまた、私、令和3年の12月議会で一般質問で、市の中山間対策について、土佐山地域とか比較などしながら、横断的な部署が必要ではないかというようなことを質問をいたしました。私の感覚の中では、市長からはそれなりの答弁があったというふうに思います。また、この12月のときの西本議員からの質問の中には、せめて企画の中で中山間対策外の設置をしてほしいと、その答弁として中山間の専任の形で対応していけるように考えてまいりたいというふうに答弁をされました。

このことについて、この4月からの機構というのはどのようになっているのか、お聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今、西川議員のおっしゃったとおり、議会の答弁でそのように考えていきたいというように申し上げたところでございます。

中山間の課題は、非常に多分野にまたがって、庁内の各課の調整も必要でありますので、それぞれの地域に足を運んでいけるような、そういう担当者が必要であろうというふうには思っております。

しかしながら、人員確保の問題から、令和5年度につきましてもそういう体制整備ができていないところであります。いま一度、今後の組織の在り方というものを考えて、そこの専任の担当者ということを引き続き設置できるよう考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 中山間対策というのは、本当にいろいろな側面というか、角度から物

事を考えていかないかないし、いろいろな課にもまたがるものだと思うんです。本当に中央部ではMIARE!、図書館、シンボルロード、非常に夢のある事業が展開されてます。中山間のほうの人はもう高齢にもなりましたので、MIARE!も行きたいと、しかし三山ひろしても来たら、ひょっと近隣の人と一緒にいくなら積んでいってくれるなら行こうかと、ピアノも聞きたいけど、聞いてみてもみたいというても、わざわざは、出てきても歩かにはいけませんのでね、なかなかそうもいかないだろうと思うし、図書館についても、ええ図書館ができる。こうなると、どのような形で私らは恩恵を受けれるだろうと、借り方の問題、返し方のこともあるだろうし、シンボルロードについても、お医者に行ったときにひょっと見れるだろうかというぐらいだと私は思うんです。

今、橋脚もできました。瓶岩の体育館といいますか、公民館ですね。あれについても1億5,000万円かと、まだ金も要るらしいぞと、検診車が入るためにつけたがやかやと。私は、非常に奈路のほう、瓶岩の入り口のところで今、向こうからいうと出口になりますが、ところで非常に大事な施設でございます。その施設をどう生かしていくか、夢の橋でございました。地元議員も苦勞して、ここにやられた議員もですね、そういう横断的な観点から利用していくということがないと、逆さまの橋になってしまいます。そういう意味からもぜひ、また市長が今年はそのような機構上、そういうものは造らなかったというふうに答弁をされましたが、これは本当にこの7月にも職員も採用されるようですので、その施設も含めて中山間をどのようにこれから考えていくのか、どういう施策を打っていくのかということは、本当に真剣に考えていただきたい、このことをお願いをしておきます。

次に、水道というか、生活用水についての質問をいたします。

高知県は、令和5年度の県政の中心に中山間対策を位置づけました。今までも中山間なくして県政の発展はないとし、山中八策という施策を展開しておりました。この山中八策というのは、例の船中八策をもじったもので、3つの柱ですね。1は「くらし」を支える、2は「活力」を生む、3は「しごと」を生み出す、この3柱、山にかけて3つの中心、山中八策、その中に8つの策を巡らすという施策を展開をしまいいりました。その中で一番の主要なものとして、生活用水の確保ということをして上げておりました。

そこでまず、お聞きをしますが、現在の上倉、瓶岩の生活用水の施設、白木谷地区、瓶岩地区の一部は上水道も通っております。奈路地区、瓶岩地区の人家のまとまった集落は、市の支援による簡易水道があります。その他個人で設置している生活用水、これというのは皆さんも御存じのように、日曜日の昼にやっております「ポツンと一軒家」、この人たちが生活用水を

何百メートルも離れた山へ年寄りがいづくばって行って、いつも雨が降れば落ち葉をのけたり、泥水をのけたりしながら生活をしている、その人たちなんです。そこでお聞きをしますが、上倉、瓶岩地区の生活用水の現在の供給実態、どれだけの戸数のものがどのような用水を、上水道、それから簡易水道を使って生活をしているのかをお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 市の設置条例に基づいて市が整備した施設は、成合、外山第1、外山の第2、天行寺、奈路川、中谷の6施設となります。また、世帯数、給水人口につきましては、成合が9世帯28人、外山第1が3世帯4人、外山第2が8世帯12人、天行寺が11世帯20人、奈路川が27世帯83人、中谷が5世帯13人となっております。個人またはそれぞれの集落などで独自に設置している施設につきましては、把握まではできておりません。以上です。

○議長（浜田和子） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 上下水道局で把握しております給水戸数、つまり契約している量水器の数でございますので、給水戸数でお答えいたします。

令和4年3月31日時点で、個人宅の給水戸数は上倉地区146戸、瓶岩地区228戸、個人宅以外、こちらのほうは学校団体等ございまして、給水戸数は上倉地区12戸、瓶岩地区21戸でございます。

次に、給水人口でございますが、世帯数と給水戸数は必ずしも同数ではございませんが、地区の人口と地区の世帯数から算出した世帯当たりの人数に個人宅の給水戸数を乗算して給水人口を算出した場合、上倉地区約304人、瓶岩地区約428人になります。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） お答えをいただいた戸数を見ますと、瓶岩、上倉地区の戸数が548戸だと、現在の住民登録の内容で。その中で、先ほどの簡易水道と上水道を足しますと、437戸ということになります。残りの111戸が先ほど言った個人で生活用水の沢、井戸はまずございませんので、沢から引いて生活をしているという実態でございます。いつか忘れましたが、議会の私一般質問で、個人で設置している施設への支援、このようなものについてお願いをいたしました。その後の経過や施策が進展をしていけば、お聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 個人で設置をされている谷水等を利用した給水施設につきましては、地域で施設の集約する場合を除いて補助事業等の活用が難しいということから、市で施設を設置するというのは費用対効果の面、将来的な維持管理の面などからも難しいと考えてお

ります。しかし、施設の改修等に対する支援を目的とした新たな補助事業を創設するための予算を令和5年度当初予算として今議会に上げておりますので、御審議をよろしく願います。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 新たな施策についての実施要領についてお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） この補助事業につきましては、要綱等の細かい内容につきましてはまだ検討中というところでございますが、現在、事業のスキームとして想定をしておりますのは、中山間地域の上水道未普及区域において、水量、水質等が不安定な谷水などによる取水をされている方で、近隣の戸数が少ないなどの理由によって補助事業の対象とならないような施設の改修等に活用していただき、少しでも快適に住み続けられるための支援として考えているところでございます。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） その要領とか要綱の中では、事業費とかというなものも全くまだ決まっておりませんか。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 事業費、または補助率の想定というところでは、上限を50万円というふうに考えております。その中で補助率として90%という形で考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） こういう事業の生活用水ですので、なるべく緩くというか、該当ができる、それほどいろんな事業というわけではなしに、取水口の整備、それからろ過器、あとは鉛管といいますか、管ですね、そのようなものになると思いますので、もしその事業を要望する方があれば、なるべく適用しやすいこととしていただきたいというふうに、要綱をつくっていただきたいということをお願いをいたします。

もう一つ、上水がそこまで来ているところで、しかし市の上水道から延長すると、300メートル、500メートル延長するというような、そのような事業にもこの施策が使えるということになるか、そこの辺、見解をお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 先ほどもお答えしたとおり、あくまでも中山間地域で谷水を活

用されてる方というふうに考えております。

上倉、瓶岩地区でも上水道の普及している地域もございますので、そちらとの公平感というところでも、あくまでも谷水等で水量、水質が不安定という方を対象にして考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） やはり中山間というカテゴリーをやっぱりつくっていかないと、心配されているのは平場での本管からの延長というようなことを課長は想定して、上水道と相談されたか知りませんが、そのようなことを心配しているかも分かりませんが、国や県の意向からいうと、中山間という取扱いの中では、そのような部分についてもぜひ使えるような方法を取っていただきたいということをお願いをいたします。

次に、水というのは大変大事なものでございまして、今や森や水も中国人や中国の企業がもう目をつけて、買いあさっているというようなほど大事なものであるわけですが、市民の水源地として大変重要な南国市の瓶岩、上倉地区、この地域で水源地を守る、このようなことについて、私、前にも議会の中でも農業委員会、農林課に広葉樹を植えてくれる指導をしてくれというなことも申し上げましたが、関係する環境課と上下水道局、農林課ですか、この市民の水源地を守るというようなことでどのような取組をされているのか、特に環境課のほうは環境基本条例ですかね、それとともに環境基本計画まで立ててやっておられますが、そのことについて3課の取組をお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 森林には、木材の生産だけでなく、水源の涵養、二酸化炭素の吸収などの地球環境の保全、気候の緩和、土砂災害の防止、生物多様性の保全など、多くの公益的機能があると言われております。最近ゲリラ豪雨などの異常気象がありますが、河川の氾濫には森林の保水能力が小さくなったことも大きく関連していると言われております。

しかし、木材価格の低迷をはじめ、森林所有者が費用のかかる間伐などの手入れに関心を持たなくなったなど、様々な要因によりまして荒廃森林が増加し、所有者不明の森林も2割を超えているという状況の中、森林の管理の適正化、多面的機能の発揮を図ることなどを目的として、新たな森林管理制度、森林経営管理法が定められ、市町村や森林組合などが中心となりまして、取り組んでいるところでございます。

そして、経営管理が行われていないおそれがある森林や、将来的に経営計画の樹立から森林整備につながるような地域から、森林所有者に森林の経営管理についての意向調査を実施し、

その結果を踏まえ、経営に適した森林は森林組合のような意欲と能力のある森林経営者につなげていくことによって、適正な森林整備を目指してまいります。経営に適していないような森林、引受手がないような森林を市へ寄附、または管理の依頼等の希望があった場合など、その場所の条件にもよるとは思いますが、その森林を広葉樹林や針広混交林へ転換することなども視野に入れまして、水源涵養機能を高める取組としても検討する可能性はあると考えております。

○議長（浜田和子） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 南国市の上水道の水源は、地下水を水源として利用しております。地下水系までは把握しておりませんが、地下水は地表の水が地下浸透して帯水層に水が供給されるものでございますので、安全で安心できる水環境を持続するためには、良好な水源の保全は大切であると考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（高橋元和） 環境課としての取組でございますが、具体的なものとしましては、現在環境保全の観点から、ごみの不法投棄防止対策として監視カメラを設置をしております。

また、水につきましては、南国市の環境基本条例の中で水資源について、基本理念といたしまして「資源としての有限性を認識し、適正な管理及び利用は図られるべきこと」としておりまして、この環境基本条例の理念に基づきまして策定しております南国市環境基本計画の目的の中には、長期的な視点で総合的に環境への取組を進めるための計画であります。市が行う様々な施策を環境負荷を低減し、持続可能な社会を築くという視点から体系化したものでありまして、関係各課が連携を取りながら進めることで、環境の保全と育成の効果を高めようとするものであります。

ゆえに、西川議員御質問の水については、日常生活や産業活動を支えてくれる、なくてはならないものであり、生命の源として循環の視点を持って接していきまると、市が目指す将来の環境像としております。

また、里地や里山におきましては、雨水の地下浸透、貯留を促進し、地下水を維持するためにも重要であると捉えております。この条例の基本理念、環境基本計画の骨子については、関係各課との連携の下、全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 結果、3課とも何もしてないということにして、上水道のほうの局長も、ただ水ができていないわけで、やっぱり上に降ったものが地下水になりゆうわけで、こう

いうことについても少し考えてみたいぐらいは言ってほしかったなというふうにも思います。

また、環境課のほうについても、もう何をするのかというのは、もしあれば具体的なことを少しお話しただければ幸いです。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（高橋元和） 環境課としましては、この条例を制定して時間もたっておりますので、やはりこの条例の見直し等、今後必要かと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 最後に、市長にお聞きをいたしますが、実は高知市などは上水道局が、高知市の場合は水道に地下水をあまり使わずに、ダムの水をやはり使っている、仁淀川の水や鏡川の水、もしくはまた土佐町の早明浦の水も使っていると思うんですが、そのような関係もありまして、上水道のほうで年間というか、今まで100ヘクタールを超える水源地の山を買って、市民への水の大切さとか、水のことについてのそういう教育も含めて、そういう活動をされております。

私も前に財政の管財にいたときに、一度物部町の山が森林火災がありまして、その折に課長に、あの焼けた山を買わんかと、南国市の水は物部川の水もありますので、そういう意識づけのためにも買って、そこに木を植えて管理をして、南国市の生活のためにはそういう山が必要だという意識づけをしていくということも非常に大事なことだという提言をしたこともございますが、先ほど農林水産課長からも話がありましたように、そういう適当な山があれば、市民の森のようなものを買って、水源地や環境の問題に提起をしていくというようなことにもつながると思うんですが、市長にそのお考えを最後にお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 西川議員からの御提案ということで、その御意見につきましては、またそれも考えながら、また森林環境譲与税の活用ということも念頭に入れながら、どのように森林を管理していくかということを担当課とも話をしていきたいなと思います。具体的にここでそれをどうできるというのは、ちょっと申し上げられないところでございますが、考えていきたいと思います。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） よろしく願いいたします。

以上で今議会の私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（浜田和子） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明8日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時10分 延会